



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	帝政ロシア労働政策の端初
Author(s)	荒又, 重雄
Citation	北海道大學 經濟學研究, 19(2), 21-68
Issue Date	1969-07
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31190
Type	departmental bulletin paper
File Information	19(2)_P21-68.pdf



帝政ロシア労働政策の端初

荒 又 重 雄

I 農奴制身分制社会の弛緩

賃労働の発展は農奴制度の弛緩を条件としている。世界史的にみて賃労働制度が農奴労働制度の克服として出現するものであること、賃労働と農奴労働が直接的対立の関係にあることを考慮するならば、当然のことといえる。帝政ロシアにおいても、賃労働の発展は農奴制度の弛緩の条件のなかからまず発生した。そして、発生しつつある自由な賃労働に対応して、これを規制する賃労働政策が、農奴労働を規制する政策体系に制約されつつも、これとは区別されるものとして発生した。本稿は、発生期の自由な賃労働に対応する帝政ロシアの労働政策の様相を概括的に明らかにすることを目的としている。

19世紀に入ると、ロシアの農奴農民の中にはかなりの割合で貢納地代 Оброчная рента を負担するものが存在している。すなわち、その義務 повинность が労働地代 барщинная рента ではなく、主として貨幣の貢納となっているものが存在している。このことは、彼ら農民が貢納するための貨幣を得るためにも、商品生産（場合によっては農業以外の何らかの営業 промысел）や賃仕事 заработок をなしうるし、またなさねばならなかったことを示している。第1表はロシア地主領農民の19世紀前半における地代形態別構成である。ロシアの農奴農民は全部が地主領農奴ではなく、他に国有地農奴や皇室領農奴があったが、全体的傾向を示すものとしては表を利用しうであろう。この表からは、圧倒的に労働地代が支配的な地帯がある一方で、かなりの程度に貢納地代が行なわれている地帯のあること、中には中央非黒土地帯や北部地帯のように、貢納地代が過半を占める地帯もあることが

第1表 ロシヤ地主領農民の地代形態別構成 1858年(%)

地 方	労働地代	貢納地代
北西地帯	60.4	39.6
スモーレンスク県	72.9	27.1
中央非黒土地帯	32.5	67.5
中央黒土地帯	73.1	26.9
ヴォルガ中流地帯	77.2	22.8
ヴォルガ下流・ヴォルガ後方地帯	69.8	30.2
西部地帯	92.3	7.7
西南地帯	97.4	2.6
ウクライナ左岸地帯	99.3	0.7
南部ステップ地帯	99.9	0.1
沿ウラル地帯	90.3	9.7
北部地帯	16.5	83.5

知られる（ただし、北部地帯の貢納は、主として毛皮その他による物納であったのではないかと推定される）。

地代形態の動態をみるために第2表が若干役立つであろう。18世紀の中葉から19世紀の中葉にかけて、中央黒土地帯のトゥラ、タンボフ、ヴォルガ中流地帯のカザン、ペンザ、シンビルスクの諸県では、貢納地代の比率が減少しているのに対して、中央非黒土地帯では、ウラジミル県で貢納地代の優位が維持されているのみならず、モスクワ、コストロマ、ヤロスラヴリの諸県では、貢納地代の比率が顕著に増大しているのである。広大なロシヤ平原において、中央黒土地帯その他が再編農奴制の主要舞台となってゆく一方で、中央非黒土地帯が、中央工業地帯として発展し、ペテルブルグおよび沿バルト諸県と並んで自由な賃労働発生の舞台となってゆく背景を、この表の中に見ることができる。

帝政ロシヤにおいては、強力な専制権力のもとに、貴族の企業家への転生が助成されていた。貢納地代の成立は、直ちに、金納地代額の固定とその実質的軽減、かくて貴族の資本制的な地主への実質的転生を意味するわけではなかった。一方における再編農奴制に照応して、他方における貢納地代の拡

第2表 ロシア地主領農民の地代形態別構成 1765年—1858年(%)

県	1765		1858	
	労働地代	貢納地代	労働地代	貢納地代
ペテルブルグ	—	—	30.7	69.3
ノヴゴロド	51.7	48.3	54.3	45.7
プスコフ	86.6	13.4	76.7	23.3
モスクワ	67.0	33.0	32.1	67.9
ウラジミール	29.7	70.3	30.1	69.9
ニジエゴロド	20.3	79.7	31.6	68.4
コストロマ	36.3	63.7	12.4	87.6
ヤロスラヴリ	35.9	64.1	12.6	87.4
トヴェリ	54.8	45.2	58.9	41.1
カルーガ	41.9	58.1	44.7	55.3
トゥラ	85.2	44.8	74.6	25.4
リャザン	61.9	38.1	61.9	38.1
オルロフ	88.2	11.8	84.5	15.5
タンボフ	62.8	37.2	77.7	22.3
クルスク	—	—	75.5	24.5
ヴォロネジ	55.9	44.1	55.2	44.8
カザン	69.5	30.5	86.1	13.9
ペンザ	49.4	50.6	75.2	24.8
シンビルスク	57.5	42.5	75.2	24.8

〔註〕 北西地帯（ペテルブルグ、ノヴゴロド、プスコフ）、中央非黒土地帯（モスクワ、ウラジミール、ニジエゴロド、コストロマ、ヤロスラヴリ、トヴェリ、カルーガ）、中央黒土地帯（トゥラ、リャザン、オルロフ、タンボフ、クルスク、ヴォロネジ）、ヴルガ中流地帯（カザン、ペンザ、シンビルスク）。

大も、通貨価値の低落を追いかけ追いかす地代額の系統的引上げを伴っていた。平均的貢納地代額は1760年に年額 1~2руб., 1770年に 2~3руб., 1780年に 4 руб., 18世紀末には5 руб. になったといわれている⁽¹⁾。19世紀に入ってから以後における同様の傾向は、第3表に掲げた事例の中にいくらかうかがうことができる。

農奴制社会は、一定程度に発展した社会的分業を身分制度として固定することを伴っている。帝政ロシアにおける諸身分の主なものゝ貴族身分 дворянство, 商人身分 купечество, 町人身分 мещанство, 職人身分

第3表 貢納地代額推移例

領 地	年 度	男子1人当り 貢納地代(руб.)	
		紙 幣	銀
Молодой Туд Шереметевых (トヴェーリ県)	1802~1811	5.0	1.7
	1812~1829	10.0	2.6
	1830~1860	12.5	3.6
Знаменское Орловых-Давыдовых (モスクワ県)	1845		5.0
	1850		7.5
	1860		10.0
Андреевское Воронцовых (ウラジミル県)	1800	5.0	3.2
	1811	6.0	1.5
	1819	16.0	4.3
	1843	25.9	7.4
	1857	28.0	8.0
Троицкое Шереметевых (モスクワ県)	1799	4.8	3.2
	1812	12.0	3.1
	1838	15.0	4.2
	1858	18.9	5.4
Афанасьевское Юсуповых (プスコフ県)	1801	5.0	3.3
	1811	7.0	1.8
	1831	14.0	3.8
	1853	30.1	8.6

цеховое, および農民身分 крестьянство であった。これらの身分はさらに細分され, 社会的分業の中での位置づけを固定され, 従事しうる社会的労働の範囲を制約されていた。しかし, 商品流通の発展によって惹起される社会的分業の一層の発展は, この身分制度をゆるがす。1812年2月11日付勅令および同12月の規程により, 鑑札 свидетельство を貨幣を支払って取得する条件で, 農民はその身分を変更することなしにも商業的活動に従事しうることが公認された。1824年11月14日付追加規程は, 鑑札取得のための代価を引きあげて農民の営業を抑制しようとしたが, 1825年末には旧に復した。そして1827年12月21日付の政令 Положение は, 鑑札の代価を若干引き下げて

いる⁽²⁾。

専制は身分団体をととしての支配を主軸としつつも、これに新しい階級支配の要素をも取りこもうとしはじめる。1828年、製造業評議会（以下、マニユ評議会と略）が、1829年、商業評議会の設置がきめられた。マニユ評議会は、貴族出身の工場主および商人出身の工場主を各6名以上、化学および機械学の教授を2名、工業技術家 технолог を1名をその構成員とすることになっていた。マニユ評議会モスクワ支部がモスクワにおかれ、ほかに9工業県（ウラジミル、ヴォロネジ、カールガ、クールスク、リフリヤンド、ニジエゴロド、ペンザ、トゥラ、ヤロスラヴリ）に製造業委員会 Мануфактурный Кмитет（以下マニユ委員会と略）が設置され、さらに26郡にかぎって製造業通信員 Мануфактурный Корреспондент がおかれることになった。マニユ委員会は、貴族出身の工場主と商人出身の工場主各3名以上を構成員とすることとされていた⁽³⁾。

農民の商業的活動や賃仕事、賃労働の発展にともなう、農民の地域的流動性の事実上の増大を、農奴農民の土地への緊縛の原則をもって規制する役割をはたしたのは、旅券制度であつた。もともと帝政ロシアの旅券制度とは、農民や兵士の逃亡を防ぎ、人頭税制度を確立するために、1724年、ピョートル1世によって創設されたものであつた。自分の家から30ヴェルスタ（約30キロ）以上離れたところへゆくためには、農奴農民は自分の地主から休暇書 отпускное письмо をもらい、これをゼムスキー・コミッサー爾 Земский комиссар に提示して休暇証明書 отпускное удостоверение をうけとり、つねに携行していなくてはならない。この証明書の中には本人の特徴などがかきこまれてあり、これを所持せぬものは浮浪者あるいは逃亡者 бродяга と見做された。この制度は以後一貫して維持され、30ヴェルスタ以内のところでも、居住場所を長くはなれるときは旅券が要求されるようになった。19世紀初頭、旅券 паспорт の代価は、期間1年のもの5руб.、2年のもの10руб.、3年のもの15руб.であつた。1826年、旅券の代価は若干値下げされ、紋章入り用紙 гербовая бумага ではなく普通の用紙 простая бумага

をもちいてもよいことになった。1826年8月22日付勅令により、期間1年の旅券のほかに、6ヶ月の旅券、1～3ヶ月の居住証票 билет がつくられることになった⁽⁴⁾。

こうした旅券制度の手なおしは、農民の地域的流動性の質的量的変化を反映している。高い旅券代価で抑止しておくには、流動性が大きくなりすぎてきたために、代価の安い、しかし短期間の旅券や居住証票がつくられたのであるし、たとえ距離的にはそうはなれてはいなくても、長期にわたって農業以外の職業に従事するものがふえたために、30ヴェルスタ以内でも旅券を所持させようとしたものと考えられる。ところで、旅券制度をもってする農民の地域的流動性の抑制は、農民自身にとってのみならず、出稼ぎ農民の労働力を利用しようとする企業家にとっても拘束的である。1827年、新ロシアの総督およびこれと並んでミンスクの商人は、皇帝に対し、代価の高い旅券を廃し、郷役場の発行する期間6ヶ月の居住証票(50коп.)で代用してもらいたい旨請願した。枢密院 государственный совет は1827年10月16日にこれを審理したが、その議員にとって農民の地域的流動性の増大はまさに浮浪性の増大であった。したがって、旅券制度をそのまま維持することこそが必要である、というのが結論であった。とはいえ、要請におされて旅券の代価の引下げをみとめた。1828年1月1日より、旅券の代価は、期間1ヶ月のものの50коп., 3ヶ月のもの1руб., 6ヶ月のもの2руб., 1年のもの4руб., 2年のもの8руб., 3年のもの12руб. となった。1枚の旅券に、夫も妻も子供たちも含め、1人1人に代価を支払わなくてもよくすることによって挙家移動を容易にした。だが、それでも生成しつつあるブルジョアジーには不満なものであり、マニユ評議会のメンバーは大蔵大臣に請願書を提出し、農民が旅券なしで自分の住居を離れることを許さない地元警察に不満の意を示した。大蔵大臣はこの請願を支持し、「住居から30ヴェルスタ以内に所在する工場に、農民が旅券なしで出稼ぎにゆくのを阻止してはならぬ」との方針を提案した。元老院はこの問題を審議し、マニユ評議会に支持を与えるとともに、30ヴェルスタ以上になるときは必ず旅券を携行するように、と指示し

た。旅券制度に対する同様の不満は町人からも出された。1845年になって、モスクワの総督は、町人の出稼者に旅券の代りに全モスクワ県に通用する一家族一枚の居住証票を所持させるようにしてほしいという町人の歎願を上部にとりついでいる。これは1846年1月22日に一時的措置としてみとめられ、1857年9月には恒常的な法によりみとめられことになった⁽⁵⁾。

都市、とくに首都の発達とともに、そこには常時大量の人口が滞溜するようになる。そして、領地や屋敷の管理人から雑役人夫はいたるまで、さまざまな職業の人々の労働が貴族の家計から支払われる賃労働の形態をとりはじめる。もちろんその他にも、都市の消費需要に対応してさまざまな活動が展開される。旅券制度はここでは多少の変形をこうむっている。すなわち、ペテルブルグにあっては、旅券は市の警察区で点検を受けた上で住所事務所 Контор адресов に賦課金 сбор とともに提出されねばならない。そうすると、旅券が事務所にとめおかれるかわりに、市内で通用する身分証明書 адресный билет がわたされるのである。身分証明書は職業により2種にわかれていた。1839年から住所事務所の業務は住所局 адресная экспедиция の業務となり、身分証明書は職種によって5種にわかれることになった。第1種は家庭教師や会計士、請負人などを含み、これに対するに第4種は馭者、門番、乳母、料理人、洗濯女などで、第5種は料理人の下働き、御者、雑役夫、職人のもとにある徒弟、行商人などであった。1810—1811年には、ペテルブルグ市の住民約30万人で、住所事務所に登録しているもの年々6万人ほどであったのが、1844年には住所局に登録するもの年々15万人を数え、うち12万人は第4種および第5種に登録していたという⁽⁶⁾。

農民その他の賃労働を求めての流動、大都市における細民層＝いわゆる「都市雑業層」の形成を背景にして、マニュファクチュアおよび工場諸企業が発展し、そこに常時大量の労働者が集積しはじめる。19世紀前半においてもっとも工業の発展の著じるしかったモスクワ、ウラジミル、ペルブルグの諸県についてみると、第4表のごとくである。

19世紀前半に入ると、農奴的労働者の強制労働に対する自由な賃労働の優

第4表 工場・製作所・製造所数と労働者数(1,000人)

	モスクワ県			ウラジミル県			ペテルブルグ県			全 県		
	工場数	労働者数	働数	工場数	労働者数	働数	工場数	労働者数	働数	工場数	労働者数	働数
1815	515	31.9		366	28.1		205	5.3		4,189	172.9	
1825	748	45.0		374	35.5		209	5.9		5,261	210.5	
1835	996	66.8		363	66.0		292	5.9		6,054	288.1	
1846	1,279	114.5		327	83.4		364	21.8		8,333	508.6	
1860	1,436	107.3		399	87.1		572	33.1		15,388	565.1	

位が明らかになりはじめていた。政府の調査委員会は1834年、自由雇傭労働者の得ている賃銀は工場緊縛労働者の給与に比して2倍にあたることを確認している。しかもなお、工場緊縛労働者はその低生産性ゆえに工場主にとって不利なものとなってきていた。村落ごとに一括して農民を工場に緊縛する道をひらいたピョートルの1721年令の段階には、強固な農奴制社会を前提にして、未発達な水準にあるマニュファクチュアに労働力を確保するためにはそれが合理的であったとしても、雇傭可能な一定数の労働者がすでに存在し、かつ機械制大工業の時代にふさわしい生産手段を設備し、これに適する労働力を調達・配置する必要のある段階にあっては、工場緊縛労働者は工場主にとって重荷であった。以前には、マニュファクチュア生産の発展のためにこそ、農奴労働者を「工場」から分離してこれを売却することが禁じられたのだが、今や工場主にとっては、生産を発展させるためにこそ不要な緊縛労働者を切り捨て、彼らを「解放」したいのであった。もちろん緊縛労働者たち本人の側の不満もある。賃労働が発展するにつれて彼らの不満が強まるのも当然である。1830—1860年における労働者の騒動 выступление は荘園企業で54回、占有企業 посессионные предприятия^{〔註〕}で101回、官営企業で30回、自由雇傭企業で37回、建設業で25回を数へたという。とくに占有企業において多いのが注目される⁽⁷⁾。

〔註〕 このころの工業企業は、設立も運営も国庫によってなされる казенные заведения と、私人が国庫から土地あるいは建物をゆずりうけ、職工もともとど

もにゆずりうけるか、あるいは農民を村落一括して購入する権利をえて運営する *посессионные заведения* と、国庫の助力なしにつくられた *собственные или владельческие заведения* とに類別された。最後のものの中には、もっぱら自由雇傭労働者を用いるものもあれば、貴族が自分の荘園の内部にひらく *вотчные предприятия* もあった。

すでに1812年に、「帝国自由経済協会」の内部では、雇傭労働と農奴労働のいずれが有利であるかについて、論議が行なわれていた⁽⁸⁾。政府は1824年占有企業の所有者に対し、大臣委員会の承認のもとに労働者を他の身分に解放してやる権利をみとめた。さらに1835年、占有企業の所有者に対し、労働者に旅券をもたせて休暇を与える権利をみとめた。占有企業にとって不要の労働者たちは、企業から追放され、ロシア領内をさまようことになる。さらに1839年、大蔵大臣カンクリン E. ф. Канкрин は枢密院に対し、占有企業の漸進的廃止をめざす法律を提案した。これは枢密院で支持され、1840年6月18日付でツァーリの裁可をえて法律となった。政府は、この法律を知った労働者が騒動をおこすことをおそれて、法律を公示しなかった。この法律によれば、工場主はもし自からのぞむならば工場緊縛労働者を一家族ごとに解雇 *увольнение* すなわち解放して、彼らの身分を国有地農民かあるいは町人ないし職人に変えてやる権利をえたのである。そのさい補償金として成年男子（農奴人口調査で登録された）1人につき 36руб. を国庫からうけとることになっていた。もちろん工場主がのぞまなければ事態はそのままであるし、政府は工場主たちが生産を放棄することを恐れて、もしそのことによって生産が減少するようなことがあれば、かって国庫より無償で彼らの占有にゆだねられた土地や施設を没収するとしたが、それでも事態の進行はかなり急速で、1840年には141をかぞえた占有企業が、1861年にはわずか38になっていたという⁽⁹⁾。工場労働者数が増大する中で工場緊縛労働者が減少してゆくことは、すなわち雇傭労働者が飛躍的に増加していることを示す。

Ⅱ 農奴制的労働基準と官営諸企業の労働力問題

賃労働に対する政策は広義の労働政策の一種である。帝政ロシアにおいて労働政策は、その主体たる権力の本質的内容の変更なしに、農奴労働に対する政策から賃労働に対する政策すなわち狭義の労働政策へ、次第にその重点をうつして行った。したがって、専制による農奴制的労働基準に一べつを与えておくことがぜひ必要である。

官営企業に対する1722年の令規 *регламента* は労働日を冬（9月10日—3月10日）10時間、夏13時間と定めていた。夜明けとともに始業し、日没とともに終業とするので、日中の長さの季節的变化とともに昼食休憩時間が変動した。すなわち午前11時より午後0時まで、0時30分まで、1時まで、1時30分までといった具合である。ただし日の短い季節には、日の出1時間前始業、日没1時間後終業ということになった。夏の始業は午前4時30分～5時、終業は午後7時となる⁽¹⁰⁾。

1722年の令規による労働日制度は、他の諸企業もこれに準ずる一般的規定とされるが、実際にはそれほど画一的なものではなかったもののようである。1728年海軍工廠令規では、6～7月、始業午前4時30分、終業午後8時、昼食休憩2時間半、3～4月および9月上旬は終業7時、昼食休憩1時間半で明るい半年間 *в светлую половину года* の労働日は13時間～13時間半、暗い半年間 *в темную половину года* の労働日は9時間半～11時間半となっており、1733年よりペテルブルグの造兵廠 *Арсенале* でもこの令規に沿って労働日をきめている。一方、18世紀末のセストロレッキー製作所 *Сестрорецкий зав.* では労働日は午前中が5時～11時、午後が1時～7時であったという。1722年令規は、やがて1843年にいたって改正された。これによるとロシアは北部、中部、南部の3地帯に区別され、また季節は以前の2区分でなく、春夏秋冬に4区分された。その上で、このそれぞれに適した労働日を規定しようとしたのである。ただし、労働日の長さは、夏12時間、春秋9時間、冬6時間と固定された。これに先立つ1809年の技術局令 *расп-*

оряжения инженерной экспедиции は、ペテルブルグ地方について夏を5月1日より10月1日までの5ヶ月、冬を10月1日より5月1日までの7ヶ月ときめており、広大なロシアの各地域に適合した規定につくりかえようとしたものと解される⁽¹¹⁾。

ところで、1840年代には民間の大工場が多数開設されるが、それらにおける労働日の長さは軒なみに1843年改正令規を上まわっていた。モスクワおよびモスクワ県では1845年に23綿紡工場および10紡毛工場で、労働日の長さは11時30分～14時間であった。中には5時間30分働いて6時間やすみ、のち6時間働くという2組4交替制もあらわれていた。ペテルブルグでは、ロシア紡績—午前5時より午後9時まで、ネフスカヤ紡績—13時間、ケーニッヒ紡績—14時間、ペトロフスカヤ・マニュー—午前5～6時より午後8～9時、トロントン羊毛—15時間、といった具合であった。また、19世紀前半にペテルブルグでは、イサク大寺院やカザンスキー大寺院の建設がすすめられていたが、「非軍事的建築に関する課業目録 Урочный реестр по гражданской архитектуре」による労働日基準は、12月～1月に7時間30分、2月および11月—9時間、3月および10月—11時間、4月および9月—13時間、5、6、7、8月—16～18時間とされていた⁽¹²⁾。

労働年に対する規定はいかなるものであったか。1731年9月17日発効のペテルブルグおよびその近在の兵器製作所における祝祭日の表 Регистрによると、年間44日の祝祭日がみとめられていた。これに日曜日を加えると96日ほどになる。したがって労働年は、大凡270日であったことになる。もっとも、この基準についても、1831年、ペテルブルグにおける大寺院建設のさいツァーリ自身が、怠惰な労働者にとっては有害であるから、祝祭日表にある日も働かせよ、と指示しているなどをおかねあわせて考えなくてはならない⁽¹³⁾。

1724年の1月13日の令規は鉱山における不熟練労働者の賃銀を規制している。すなわち、馬持ち農民は夏1日 10коп., 冬 6коп., 馬なし農民は夏1日 5коп., 冬 4коп., である。この額は、プガチョフの乱(1773～1775)にウラ

ルの鉱山労働者が大量に参加したことの影響もあって1779年に改訂され、馬持ち農民は夏1日 20коп., 冬 12коп., 馬なし農民は夏1日 10коп., 冬 8коп. となった。1735年の令規は工場売店の規制を行なった。その中には、店頭におく品物の質は良好でなくてはならぬとか、重量や大いさは正確でなくてはならぬとか、価格は原価の10~20を超える程度以上にしてはならぬとかあったが、ほとんど実効をもたなかったといわれる⁽¹⁴⁾。

1721年令により助成された諸企業の実態を調査した政府の特別委員会は、諸マニユファクチュアの労働環境が劣悪であることを明らかにした。建物がよくない、照明不適切である、屋根は漏る、床には石も煉瓦も敷かれてない。そして委員会は、諸マニユファクチュアの製品の品質劣悪なのは、一つにはそこに原因があるのだと結論した。生産物の品質を向上させるために、諸マニユファクチュアの労働を規制する1741年令⁽¹⁵⁾が出された。とはいえ、この令は工場主たちからも政府自身からも忘れられた⁽¹⁶⁾。

〔註〕 1741年令は次のごときことを工場主たちに指示していたという。すなわち(1)火事を予防し、照明と暖房を適切にし、作業のための空間を充分にとること、(2)労働時間のロスをなくするため原料を適切に供給し、原料不足のときは最低賃銀保障せよ、(3)工場の近在に労働者の宿舎を設立し、その建設費は賃銀より漸次控除せよ、(4)宿舎に医療手当所をおくこと、(5)賃銀率を公平にせよ、(6)賃銀は毎週支払うこと、25%は工場主の財産破損の担保とし、その担保より罰金差引いた残額を支払うこと、(7)罰金は特別基金とし、その中から工場主への賠償を控除し、残額を工場病院の維持費用と優良労働者への報償金として利用すること、罰金の最高額は令により決める、再犯への罰金は加重せよ、(8)制服を全労働者に支給し、その費用は賃銀から少額づつ控除すること、である⁽¹⁶⁾。罰金制度の運用仕方を指示している部分などは、将来のロシア労資関係の特質を暗示しているごとくであるが、賃銀の毎週支払の原則などはどの程度地についた指示でありえたのか、はなはだ疑問である。ベテルブルグの官営諸製作所でも当時賃銀は年3回にわけて1月、5月、9月に支払われ(すなわち清算され)ていたからである⁽¹⁷⁾。

官営諸製作所は、専制権力を直接の背景として、19世紀前半期にいたってもまだ、農奴的労働を利用しつづけていた。もともとペテルブルグの官営諸製作所は、新兵 рекрут 徴募の方式で農民を徴発してこれを国庫職工

казенный мастерской に訓練、固定し、その子弟を強制少年兵 кантонистとして職人の後継ぎに育成したのであった。かくてここには早くから世襲的職工 потомственный мастерской が成立するが、決してそれ自体として出稼農民の転化した賃労働者よりも高度な発展段階にある賃労働者、本格的なプロレタリアートであったわけではない。たえず身分的に固定され、したがって数量的にも固定される傾向をもつこの種の労働者では、政府の必要とする労働力量を満しえなかった。労働者数は常に定められた定員と比して少なかったという。必要な労働者は、あいかわらず18世紀前半の設立期におけると同様にして調達された。1808年—1810年、セストロレツキー製作所 Сестрорецкий зав. に1,206名もの新兵が徴募されてきているし、同製作所は1820年になって162家族の農民を自らに登録して緊縛し、これから1,015労働日を徴発している。1823年のセストロレツキー武器製作所に関する政令 (Попожение) は、職工の基幹部分を軍人と同じ地位にある終身工場住民 вечные заводские поселянине と規定した。現役で働かななくてはならぬのが40年間であった⁽¹⁸⁾。新兵徴募で入ったものは、いづれにしる通常の兵役と同じ25年間は勤務せねばならぬ運命にあった。イジョールスキー製作所 Ижорский зав. やオフチンスキー製造所 Охтинский зав. の勤務年限は25年、ペテルブルグ鑄鉄製造所 С-Петербургский зав. では1807年以降成年男子30年、児童から勤務するもの40年、アレクサンドロフスキー製作所 Александровский зав. では40年であった⁽¹⁹⁾。

だが、19世紀に入ると、官営諸製作所における農奴的強制労働の組織にもあたらしい工夫を要するようになってきているようである。オフチンスキー火薬製造所には、1816年5月22日付勅令をもって、工場屯田兵 военное поселение がつくられることになった。1823年までに屯田兵3中隊が配置された。各中隊には農夫40人と手工業職人80人がおり、農夫は週に3日工場で賦役し、のこりを国庫から分与された耕地、牧地などで働くとともに、国庫から口糧を支給される下宿人2名を賄ってやる義務を負った。手工業職人は週4日あて工場で賦役した。各中隊には2名の将校と6名の下士官、1名の兵站部下士

官、1名の理髪師がついていた。オフチンスキー製造所の労働者は、これ以外にさらに6中隊を加えて編成されていたが、これらは屯田中隊ではなかった⁽²⁰⁾。

アレクサンドロフスキー製作所では、不足する労働力をうめるのに、次第に自由雇傭の方式に頼るようになっていた。1809年には自由雇傭労働者がこの全労働者の10%を占め、1826年にはそれが35.5%に増加していた。しかも1844年におけるアレクサンドロフスキー製作所の労働者の86.9%は国庫職工の子弟であったとあるから、国庫職工の子弟を強制少年兵にして工場に緊縛するのは実際にはむづかしかったのだとみてよいであろう。専制政府は、官営諸製作所に対し、1834年以降はその労働組織を軍隊式に編成するよう義務づけたが、これは農奴制的労働編成の弛緩を前に、労働組織の再編をはかって生産性を高めようとするものであったとみられる。1834年、アレクサンドロフスキー製作所では、工場長と職長 Мастер が上級将校に、職工は下級兵士にかえられた。1840年、ペテルブルグの造兵廠でも軍隊式の内部組織がつくられた。全員は5中隊からなる造兵廠旅団 бригада に編成され、うち3中隊は職工、1中隊は労務者、1中隊は輜重兵ということになった。衛兵勤務もあり、全員は宿舎にあって完全に官費で賄われ、わずかに家族もちのみが特別の家賃手当(3ヶ月ごとに夫婦 1руб. 37коп., 子どもに 45коп.)を支払われて民間の家に住むことがあった。本人のみならず、妻たちの生活も厳しく束縛された。1843年になると、鉄道建設からの需要に適應するため生産性をあげる必要から、アレクサンドロフスキー製作所は、交通省に移管されたのち、さらにアメリカ人に賃貸された。期間は最初6年間、のち契約期間は延長されて、期限は1868年までということにされた⁽²¹⁾。緊縛された職工はそのままだったとはいえ、軍事化して労働組織を緊密にし、生産性を上げようとする方向は、そのままでは通用しなくなっていたことのあらわれであろう。

同じ官営企業でも、専ら軍需品を生産する部門と異なり、市場向け商品を生産する企業は、いち早く1723年に民間払下げの方針が出されていた。政府

により、ロシア亜麻機械紡の模範として、また綿紡導入を助成するものとして位置づけられ、官営のままにおかれ、やがてロシア最初の綿紡工場となったペテルブルグのアレクサンドロフスカヤ・マニユファクチュアでは、特徴的な労働力問題がみとめられる。ここでは1800年以降、養育院 воспитательный дом から労働力が調達された。ペテルブルグの養育院は1798年にオソフスキー Осовский により創設された施設をうけて1800年10月19日より出発した。養育院は捨子を拾い上げ、これを適宜農民家族にあづけて12才まで養育させ、やがて連れもどしていろいろのマニユファクチュアに派遣した。すでに都市に赤貧が発生しはじめていたことの反映であろう。1814年、ペテルブルグ司令官 главнокомандующий Петербурга のヴァズミチノフ Вязмитинов は県 Губернские правление に対し、下士官や雑階級人の中にさえ赤貧の発生がみとめられる、と報告している。ひきつづいて、貧困を検討する特別委員会 особый комитет по разбору нищих の設立があったことや、売春の増大や自分の子を養育院に連れ込む母親が増大していたことも知られている。養育院の設立は強い法則性を反映していたと考えられる。12才以上になって養育院から派遣された少年、少女を、アレクサンドロフスカヤ・マニユでは、少年の場合21才まで、少女の場合18才まで使役した。病人や「望ましくないもの」は養育院に送還された。少年、少女たちは賄われていたのみで賃銀をうけとることはなかった。養育院の少年、少女を扶持するのに1日 21коп. あて支出されたが、同時期の労働者アルテリの場合には1日 50～60коп. 要したといわれる。養育院より引きわたされた労働者たちは、まさにロシアの「教区徒弟」であった。彼らは成年になるとのぞみの担税身分になることもできたし、マニユで働きつづけることもできた。後者の場合には6年間の年期契約を結び、自由雇傭と同じ賃銀を受けた。こうした養育院派遣の少年、少女を1800年にアレクサンドロフスカヤ・マニユは200人うけ入れた。1804年からは12～15才になっていて両親が養育できない子や孤児を、養育院をとおさずにも6年間の年期でうけ入れた。1831年には、このマニユに働く養育院出の少年は600人、少女200人であった。とはいえ、この

マニユファクチュアの労働力のすべてがそうであったのではない。1830年代にはその他に3中隊の廃兵 солдат-инвалидный と、1,000人ほどの自由雇傭労働者が働いていた⁽²²⁾。

官営諸企業における労働力は、1861年の改革にいたるまで、主として農奴制的なものとしてとどまった。しかし同時に、内部における事実上の変質をも考慮しなくてはならない。1861年2月19日は勅令ののち、アレクサンドロフスキー製作所の職工は自由を得えたが、ほとんどの職工はそこにとどまった。アレクサンドロフスカヤ・マニユは、1862年に資産売却されて民営に切りかわった。オフチエンスキー製造所の屯田兵は、1863年6月4日令 Положение об упразднении Охтенских военных поселении によって廃止された。軍務年限の終了していないものは非屯田中隊に編入され、工場の土地にのこりたい屯田兵は土地を分与されて、ペテルブルグ県に貢納する義務もつ二つの農村共同体 Общество が編成されることになった。ペテルブルグの造兵廠は1867年の規程 Постановление о переводе Арсенала на наемный труд によって、自由雇傭労働にもとづいて再編成されることになった⁽²³⁾。

Ⅲ 1835年労資関係法とその周辺

農奴制的身分制的社会が弛緩したといっても、そのことが直ちに賃労働にもとづく結合労働力の安定的な形成を意味するわけではない。労働力の激しい流動は、農奴制と身分制を弛緩させる条件であるとともに、賃労働制の安定を阻止する条件でもある。

1840年の「商工ジャーナル Журнал мануфактур и торговли」誌に紹介された記述によると、ジューコフ Жуков 所有のタバコ工場は創設以来14年で労働者数は400～450人であり、労働者の中には10年勤続のものもあらわれているが、全体としては年に357人平均の新採用をなし、14年間をとおしてみると、延5,000人の労働者が入職していた。1812年、モスクワの綿紡工場主パンテレエフ Ф. Пантелеев は、「職工たちは……やりかけた仕事

を放り出して、工場から工場へとわたりあるく」そして監督がよりゆるやかに支払のよりよいところを求める、「職工たちが、製品をつくり上げるために工場主にとって最も大切な時間に仲間とおして話しあい、以前に自分自身が雇主と結んだ契約に反して、過度な支払を要求して作業を中止することも起った」むね不満をもらしている。とくに毎春出稼貢納農民と雇主とのあいだで、手間賃 *наемный цен* をめぐって激しいかけひきが展開された⁽²⁴⁾。

これに対する雇主側の対抗策は、しばしば、欠勤、病欠欠勤などに対する賃銀控除を大巾にし、支給した物品に対してものち賃銀から大巾な控除をすることにより、清算期における現実の賃銀支払を少額とすること、さらにすすんでは、積極的に労働者のもとに負債を計上することによって、労働者をカバラー化し、緊縛しようとするのであった。ペテルブルグの建設労働者の例にみると、会計検査官 *Экзекутор* のエヴドコフ *Евдоков* がイサク寺院建設委員会に報告した1828年の例によると、請負人に負債をおった労働者たちは、旅券を取り上げられ、「買掛品」の状態にあった。彼らは他には日雇仕事しか求められず、部屋を借りることもできず、請負人につながれた。請負人のヤコヴレフ *Яковлев* は、負債をおった労働者を自分に従属させるために、かわりに人頭税を支払って旅券を自分の手に入れることさえいかなかった。ヤコヴレフのもとには、1829年、1830年とも、夏期作業をおえてもなお負債のため動けない労働者がいた⁽²⁵⁾。これは、雇傭の形式を媒介しながらも、事実上の農奴制的人身隷属が再現してゆくことを意味するのである。すでにある程度の発達をみせている商品流通と、これにともなう労働力の地域的な流動の実績を背景にして、労働者たちは、労働市場を發展させ、自ら自由な賃労働者として生成することをねがう。

18世紀以来のロシアには、商品流通の拡大に集中的にあらわれる経済的条件の変化をいかに有利に自分に取りこむかという点で、貴族と商人その他の間に抗争がみられる。一方で貴族が商品流通に適応した企業主となろうとし、つまりブルジョアジーに転生しようとするれば、他方で商人その他は、農奴労働力を自由に利用する特権を自らも得ようとする。この系譜を引いて、

1816年の勅令は、貴族以外の商人や工業家から、マニユファクチュアや工場に使役するために農民を購入する権利を剥奪した。占有企業の拡大の道がふさがれた。すると工場主たちと一部の地主たちは、法の網の目をすりぬけ、農奴農民の賃貸契約を発展させた。賃貸であるから、契約は地主と工場主との間でなされる。期間は5年間という事例が多いとされる。地主により工場あるいはマニユファクチュアに派遣されたこうした農民は、「カバラー労働者 кабальные рабочие」とよばれた。5年間にわたって、工場主は労働者に衣食を給付し、それにくわえて労働者1人当たり毎年10～42銀 руб. を地主に支払わなくてはならなかった。地主はしばしば11才以上の、ときおりは7～8才のものもまぜて、少年少女を賃貸することがあった。そのさいの賃貸料は、年18銀 руб. であった。ときには、親が同様にして子を賃貸することにも起った。こうした農民の賃貸が普及したので、政府は、1823年4月10日付勅令によって、貴族の所有するマニユファクチュアないし工場以外に農奴農民を賃貸することを禁じた。工場主たちは貴族を名義人に立てて同様のことをつづけた。1825年6月16日の大臣委員会は、「地主によって工場作業に他県から派遣された人々について」の覚え書き записка を聴取し、法は地主が自分で雇傭条件を定めて農民を工場に賃貸することを直接に許可してはいない、とみとめた。そして、地主は農奴農民に彼ら自身の食扶持を稼がせるために、旅券を渡して暇をあたえることができるが、工場主と契約するのは農奴農民本人でなくてはならない、工場主は労働者本人と契約することにより彼らを雇傭しようとの規準を定めた。これはツァーリの認可をえて、1825年勅令となった⁽²⁶⁾。

農奴主としての権力をもつ地主の地位が存続するかぎり、地主による農奴の賃貸を廃止することはむづかしい。1851年に着手されたペテルブルグ・ワルシャワ鉄道の建設に関連するものであらうと思われるが、西部諸県に対して1853年12月9日制定された「土木作業その他の地主領農民雇傭規則 Правило о найме помещичьих крестьян на земляные и другие черные работы」には次のごとくあった。地主は、留守家族内に農業に従事する男

子が残るような家族からのみ、農民を作業におくり出すことができる、請負人と契約 *Контракт* を結ぶさい、地主は農民に労働と生活の条件を、すなわち食糧、衣料の給与、労働日などを話してやる義務をもつ、農民が不穏になったときの責任はあけて請負人にある、等々である。ここでは地主の慈恵的性格が表面におし出されているとはいえ、農奴農民の雇傭への権利は束縛されている⁽²⁷⁾。

ところで、1825年8月19日、元老院議員によって構成される特別委員会がウラル地方における労働市場の実績を考慮した規則案を作成した。これはヴァトカ県文官知事、国有財産局、大蔵大臣の手を転々としたあげく、1831年7月4日、大蔵大臣附属評議会において「ヴァトカ県の私有鉱山への国有地農民の雇傭および秩序のための規則案」となった。内容は以下のごとくである。国有地農民は旅券の期間中いつでも自由に雇傭されることができる。郷役場は契約に介入できない。ただし、30ヴェルスタ以内のところに雇傭されるときにも、普通の用紙の証明書 *вид* を郷役場からもらはなくてはならず30ヴェルスタ以上のところへゆくときは紋章入り用紙の居住証票をうけとらなくてはならない。これら広義の旅券をもたぬものを鉱山主はやとってはならぬ。旅券は契約の終了日まで雇主があづかる。労働者は契約期間がおわるまでは移動できないし、郷役場も彼らを召還できない。ただし新兵に徴募されたときと刑事責任を問われたときのみ例外である。契約は個々人とあるいはアルテリごとに結び、紋章入り用紙に記入する。郷役場はその内容を確認保障する。雇傭は、期間を限ってか、あるいは一定の作業量遂行を限度としてなされることとする。ここまでの内容を概括すれば、国有地農民の雇傭は郷役場で責任をもつ旅券制度で彼らを把握できるかぎり自由とするが、しかし、一たび結ばれた契約はなるだけ固定し、期限つきで雇主に「緊縛」しておく、ということになる。規則案の内容は更に次のごとくである。国庫は国有地農民の担税力保護のために、雇主の側からの賃下げを規制するとともに、もし雇われた農民が契約上の義務を果さぬときにはゼムスキー裁判所で雇主を保護し、本人が死亡、疾病その他でやむをえぬ場合には、家族のだれ

が連帯責任を負って雇われることとした。一方、規則案は鉱山主への国有地農民の事実上の農奴的緊縛が発生することを防ぐために、本人の年間税額以上の前借金を与えることを禁じ、違約金制度を禁じ、雇傭を条件に納税の肩がわりをすること、将来の賃銀をかたに強制的に食糧をかしつけることを禁じた。雇主は支払の正確さと旅券などの確実な返還を義務づけられ、この点に対する不平を工場警察署長 заводский исправник に訴える道が、労働者に与えられた。30ヴェルスタ以内でも証明書を要求されることだとか、雇傭に関する家族の連帯責任とか、個別的には古くさいものをもちながらも、全体としてみると甚だ重要な内容をもっていた。だからこそであろうが、大蔵大臣カンクリンは、これにはツアーリの承認を必要とする、として直ちに実行しようとしなかった⁽²⁸⁾。

1832年12月、こんどはモスクワ総督ゴリツイン公 князь Д. В. Голицын は、工場労働者たちおよび雇主たちの間にある不平を終息させるための手段について、マニユ評議会モスクワ支部に提案した。目的は工場に恒常的な労働者群をつくり出すこと、労働者の工場主への不満を減少させ、労働者からの陳情 жалоба を少くし、騒動 волнение を予防することであった。そのためにゴリツインは、農民を都市の労働に出稼ぎさせた地主は、雇傭期限のくる以前に呼びもどすことのできぬようにする、労働者も契約期間の終了まで他にうつることができぬこととする、工場主には雇傭条件を書きこむための支払帳簿を расчетная книжка 用意させ、かつ労働者に対し、支払うごとに記入する契約票 рядный лист を手渡すようにさせる、そして支払帳簿の監督を地元権力が行ない、その帳簿のないところで労資紛争の発生したさいには、警察は労働者の言い分を支持すること、また、工場内における労働者の諸義務に関する事項は列挙して構内に掲示せねばならぬ、などがその具体的提案であった。この案は一部の工場主およびマニユ評議会モスクワ支部のメンバーに送付された⁽²⁹⁾。

1833年にマニユ評議会モスクワ支部メンバーの意見がほぼ出そろった。貴族出身のメリグノフ Мельгунов は、地主がこれまでどおりいつでも農民

をよびかえせる権利をもつことを主張し、商人のプロコフィエフПрокофьев、ルイブニコフ Ц. Рыбников、ロゴジン П. Рогожин、ウルソフ С. Урусов、ヴェレチエニコフ П. Веретенников は草案に賛成した。「自分の労働によりよい報酬を与える施設で、食糧を獲得する自由」を奪ってはならぬ、というのである。支払帳簿について、ロゴジン、ベス Бесс、ルイブニコフ、プロコフィエフらはその有用性をみとめたが、ヴェレチエニコフは、これは全く余計なものである、大企業には特別の事務所 контор があって支払いを行っているから、あらためてこうした制度を導入することはわずらわしいのみだ、とした。モスクワ支部のメンバーたちは、工場の内部に介入されることをきらった。労働日その他工場内規に類するものを掲示する点については、その必要なしとし、草案の中に、労働者の陳情の一部は工場主の不正によるものだとあることに全員抗議した。プロコフィエフ、ヴェレチエニコフ、ウルソフ、クマニン Куманин らは、自分のところでそのような不公正はなされておらぬし、そんなことに労働者が不平を鳴らしているのを聞いたこともない、と主張した。全体として草案に賛成とするのは、ロゴジン、ベス、プロコフィエフの3名で、のこりの5名は反対であった。マニユ評議会モスクワ支部は、一方では、商人 Купец であれば秩序正しくやっており、労働者の不満を買っているのは町人、農民出身の「零細業者 мелочный производитель」だ、と責任を回避しながら、他方では、ゴリツインの提案する諸手段は、「安価な商品を大量に生産し、中層下層階級の消費者の必要みたす工業のかなりを占める」小工場を困難な目にあわせるであろうから賛成できぬ、というのであった⁽³⁰⁾。

ゴリツインは1833年11月再びマニユ評議会モスクワ支部にあてて、恒久的規則を作成することに賛同するように、その中に、工場主が労働者への支払いを公正にするよう、工場主から労働者へ支給される食糧の価格を設定してほしい、と提案した。そしてゴリツインはヴェレチエニコフに、モスクワの諸工場を調査し、どこで賃銀は物品で支払われているか、労働者の不平をなくするにはどうすればよいか明らかにするよう委任した。ヴェレチエニコフ

は若干の工場を調査し、工場主の支払いはすべて公正である、もし県の首長に労働者からの陳情や不平が聞こえたとしたら、それは「好ましくない人物の教唆によるものにちがいない」、特別の規則制定の要はないと結論した。マニユ評議会モスクワ支部はこの結論を支持した。ペテルブルクのマニユ評議会もこの問題では同じく保守的であった⁽³¹⁾。

ブルジョアシーの側からの拒否的態度にあいながらも、政府はゴリツインの草案を基本として法律を制定する方針を定め、マニユ評議会に再度検討を依頼し、ブルジョアシーの要求に若干譲歩しつつも、これを内務省の審議にうつし、枢密院にかけた。そして1835年5月24日、ツアーリの裁可をえて法律となった *Положение об отношениях между хозяевами фабричных заведений к рабочим людям, поступающим на оные по найму*。内容は次のごとくである。担税身分のものはだれでも、上司あるいは所有者から然るべき旅券ないし証明書をもらえば、その期間内は工場の作業に雇傭されることができる（第1条）。労働者は契約したならばその期限前に工場をはなれることできないし、彼の上司あるいは所有者も、刑事責任を問われているときと新兵徴募にあったとき以外は労働者を召還できない（第2条）。工場主は、労働者が義務を履行せず、あるいは行為が粗暴であるときに労働者を解雇できるが、そのさいには2週間前に予告しなくてはならない（第3条）。以上にすでに明らかなように、1835年法は、先にみた1816年、1823年、1825年の諸令の系譜をひき、農奴主と工場主とのあいだにおける労働力への権利をめぐる抗争の調整の性格をもつが、そのさい、雇傭契約期間内における農奴主の召還権を剥奪し、しかも工場主の解雇の自由を大巾にみとめている点に、工場主の権利の拡大がみられる。さらに内容の紹介を続けると、他の工場から旅券や証明書をもたずにやってきた職工や労働者を雇傭した工場主は、犯人隠匿の罪をきるのみならず、被害をうけた以前の雇主に損害賠償しなくてはならぬ（第4条）。国有地農民や町人は、雇主の希望で工場にさらに留まるときには、旅券や証明書の受領を雇主に委ねることができる（第8条）。旅券や居住証票は雇主のもとに保管されるが、契約期間が終了

したら直ちに各人に返却されなくてはならず、不法に返却を遅延してはならぬ（第9条）。これらの内容は、旅券制度をもって自由雇傭労働者を工場の安定した結合労働力編成の手段たらしめようとする意図を含んでいる。労資関係の内部については次のごとくである。文書で契約 *письменные условия* するか支払票 *расчетный лист* を手渡すことでこれにかえるかは工場主の自由である。しかしこの支払票には雇傭条件、出来高の、月ぎめの、日ぎめの賃銀額を書きこんでおくこと、および、貨幣支給ごとに、同じく欠勤や雇主に与えた損害も記入することが必要である。その他に雇主は労働者や職工に支払った記録のための特別の帳簿（賃銀台帳）を用意せねばならない（第5条）。工場主は、工場内の秩序についての一般的規則を書くか印刷するかして、自分の名のもとに労働者の部屋か事務所に掲示すること（第6条）。上述の規則、支払票、帳簿は、工場主と職工の争い *спор* を審査するさいの基礎とされる（第7条）。かように、ゴリツインの構想はかなり実現している。しかし草案と異なり、これらを監督する機関は明記されなかった。この法はまず2首都すなわちペテルブルグとモスクワに適用され、のち文官知事の要請に応じて大蔵大臣が大臣委員会に申し出る形で、他の工業都市や大工場に拡大適用されることが予定された（第10条）⁽³²⁾。

1835年法適用の申請は、リガの県知事からおよび繊維工場主たちから出された。また1847年ニジエゴトロ県アルザマス市に適用がきまり、1852年カザン県ヴォスクレセンスカヤ・ガラス工場主とキエフ県精糖工場主がこの法の適用を希望して成功している。甜菜糖工場には1853年より適用されたとみられる⁽³³⁾。精糖部門にも適用されたとなると、それまでに中央工業地帯の諸県にはほとんど適用されたものであろう。

1835年法の適用地域の拡大とならんで、工場以外の労働者にも同じ原則を適用してゆく施策がうち出されていった。水運労働者の逃亡の多発に関連して、元老院は、1835年7月交通通信長官 *главноуправляющий путями и сообщениями* のトーリ К. Ф. Толь に対策を作成してはと提案した。トーリは「船の主人と水運労働者との相互的権利義務に関する *о взаимных*

правах п обязанностях судовладельцев п судорабочих」法案を作成した。これは枢密院を経て、1836年12月31日付でツアーリの裁可をえた。内容は次のごとくであった。水運作業への労働者の雇傭は、もし居住地から30ヴェルスタ以内のところで短期間なされる作業であるなら、自由な契約で何の規制もないが、家を留守にして継続的になされる作業の場合には、居住証票が必要である。後者の場合には、雇主は2冊の帳簿を用意し、それに労働者の名前、旅券あるいは居住証票の番号、雇傭条件と契約期間をかきこみ、1冊を船の主人の手もとにおくとともに他の1冊を監督機関あるいは水運警察部長 полицмейстер судоходства に提出しなくてはならない。かようにして、この法律では、労資関係法としての1835年法をうけついでいるのみならず、政府の監督をつよくうち出している。しかし一方、この法律は1835年法よりも農奴制的性格をよりつよくもっている。それは、義務的なアルテリ組織とその連帯責任制にみとめられる。怠情や逃亡を防ぐために、支払の一部はアルテリに留めおかれる。もしアルテリの一員が逃亡すると、そのものの残していった前借金や賄の費用は、連帯責任をもつアルテリのメンバーから取り立てられた。船の主人は労働者に体罰を加える権利をもつことになっていた。この新しい法は1837年に公示されたが、完全実施されたのは1839年からであった⁽³⁴⁾。

つづいて1838年4月30日、シベリヤ国有地における私営金鉱山に関する法律 Положение がツアーリの裁可をえた。この法律もまた、1835年法の系譜をひくと同時に、農奴制的な規制の性格をもつよく持っている。西シベリヤ、東シベリヤでの金鉱山の増大とともに、金の掠奪や労働者の逃亡、騒動が発生したことをきっかけにして制定されている。金採取業者は大蔵大臣の許可を要し、貴族、第1および第2商人ギルドに属するものに限り、金の掠奪は軍事裁判をもって威嚇された。その上で、雇主は旅券か居住証票をもつもの以外を傭ってはならない、雇傭期間は一年をこえてはならない、支払賃銀や諸控除は支払票に記入しなくてはならない、などをきめていた。連帯責任のアルテリごとに雇傭し、現地に派遣することが法の上でのぞましい

ものとされた。また、労働日を午前5時以後から午後8時以前まで、労働年については日曜祭日を休日とすること、9月10日過ぎに選鉱しないことなどと規制していた⁽³⁵⁾。

1835年にカンクリンがマニユ評議会モスクワ支部に与えた覚書きには、労働者が稼いだ貨幣がその労働者が家族の手に届くように、労働者に酒精飲料をあまり飲まさないよう努力すべきだと示唆していたり、トレフゴリナヤ・マニユの主人プロホロフ К. В. Прохоров が自分の工場で採用した改善案が、労働者の稼いだ金だとして必要のないときには支給しない、出身の村からの連絡のあるときはその限りでない、というものであった⁽³⁶⁾など考慮するならば、1835年法にもられた労資関係調整の精神は、農民の出稼労働を念頭において、工場主の労働者に対する家父長制的支配の基準を定め、これを助成することであったとみてよいだろう。

IV 19世紀40—50年代の労働政策

(A)

農奴制の基礎を動揺させる諸要因は、単なる商品経済的なものから次第に資本制的なものへ重点を移してゆく。農奴農民の地域的流動をとおして農民への封建的支配がゆらぐことに対して、旅券制度がこれに歯止めをなそうとしていた段階から、さらにすすんで、生産力の地域的配分の変化、なかんづく都市への生産力の、とくに労働力の集中それ自体が重大問題となる段階に移る。

すでに1826年4月、大臣委員会は、都市の住民（すなわち貴族）に有害な工業企業を川の下流域に移設すべきであるとの決定をなしている。これは企業家の反対をよび、モスクワ総督ゴリツイン公はその意を体して、操業中のものはそのまま、新設するさいには下流域への基準に修正させた。1833年9月22日付の法律は、ペテルブルグについて、建造物を三種に区分し、人口密集地に建てる建造物の基準を厳しくし、化学、製油工業の建物のごときは人家から50サージェン以上離して建てるべきであり、密集地に建てること

を許さない、とした。この法によって、工場の開設、移設はマニユ評議会の審査にかかることになった。これに少し先立つ1832年、全国を視察したニコライ1世は、モスクワに顕著な工業の発達が見られる一方、郡部のまちは工業の欠如したところもあることをみとめ、大蔵大臣に対して、各県知事とおして首都にではなく郡部に工場をつくる方が利があるとの考えを基礎づける資料をあつめるよう命じた。しかし、これは不可能なことである。カンクリンは1834年11月1日付の覚え書きをもってツァーリを安心させようとしている。カンクリンは、工業の現存配置は生産を組織し、資本をあつめ、労働者や職工をあつめるのに合目的なのだと指摘したのち、リヨンやイギリスにみられるように労働者階級は危険な階級ではあるが、わが国では西欧と全く異なり、「都市の工場に働くものは殆んど専ら出稼農民であるので、農民人口を犠牲にして都市住民がいちぢるしく増大することはありえない」。「ロシアにおける工場の増大は、他諸国におけるよりはるかに利が多く危険は少ない。というのは、工場主は自分の労働者たちに対する影響力をもっておらず、労働者たちは危険な全一体を構成しておらず、工場主は自分の利害からして現秩序に結びつけられているからである」と⁽³⁷⁾。

1835年、ニコライ1世は再び全軍務および文官知事にあて、「諸都市における工場の強化および増大を助成する方法について」諮問した。その真意は諸工場の全国的な平均した発展と、諸工場とともに発生する諸弊害の除去に対する専制権力の側の対策を問うことであつたとみられる。43県知事からの答申のうち23は、「そのような方法はない」とこたえ、その他は何らかの具体的提案をなしたが、工業の発展と住民の福祉をともに助成する方法としてウラジーミル県知事は、工場主と職工との間の紛争を審理するためにマニユファクチュア裁判所 Мануфактурная расправа を設立してはどうか、と提案している。工場を分散させることで事態を解決することはできない、工場の内部で起る紛争を適切に調整することが肝要であるとの考え方のあらわれとみられる。先にみた1835年法は、すでに、一方では地主と農民＝賃労働者との関係を規制するものでありながら、他方で農民＝賃労働者と工場主との

関係を規制するものでもあった。後者の方向は以後ますます深化せざるを得ない。とはいえ同時期ゴリツイン公が、モスクワの労働者たちは農村と結びついており、一時的に工場に働くにすぎないので、彼らに一揆 Бунт は不相応なものである、という理由で工場の集中を弁護しており、問題が専制において正面からとり上げられる途の遠いことが予想させられるのである。1840年10月、薪の値上りに関連して設立された政府の委員会は、それが工業の都市集中に起因するからして、郡部に工場を設立させるような特典を与えてはどうか、と提案している⁽³⁸⁾。

1840年12月、ニコライ1世の命によりブクスゲフデエン伯 граф Буксгевден を議長とする委員会はペテルブルグの労働者と手工業者の生活状態を詳細にしらべることになった。直接の理由は伝染病問題だとされている。委員会のメンバーは全部で1,077戸の労働者住居を調べた。そしてその中で411戸を快適なもの удобный, 428戸を普通, 238戸を不快なもの дурный とみとめた。1830年代から1840年代にかけては、ペテルブルグに続々と大工場が建設されていた。新綿紡(1834年)、ロシア綿紡(1835年)、アレクサンドル・ネフスキー・マニュ(1837年)、絹レース工場(1837年)等々といった具合であった。そして、人口密度の少なく、かつ都市労働市場の小さかった時期に存在した、広い工場敷地と構内に多数の労働者小屋とを有する屋敷企業 предприятия-усадьбы の型は減少し、労働者は借室に頼らなくてはならぬとか、労働者宿舎はあっても過密であるとかの現象がおこってきていた。一室を借りることもできぬものを相手に、貧乏な町人や官吏、軍人が家主から一室借りうけ、その一室を片隅ごとに数人に又借しする「隅貸し」угловая комната が生れた(1晩7~10коп.)。政府の委員会はこうした住居を観察し、「壁は露にぬれ、通気口なく、……室内に汚水溜がある」「3サージェン四方以下の部屋に50人以上の男女が寝とまりし、そこには子供たちもいるし、人々の中には伝染病の病人もいる」と報じている。委員会のメンバーのオズノビシン Ознобишин は199戸を調査し、うち快適で暖たかかったのは48戸にすぎなかったと報告し、さらに、「児童は政府の特別

の注意に価する。なぜなら彼らは将来の生産者であり、彼らの生活改善をするために、諸外国では多くのあたらしい法律を作成しているからである」とのべている。その他にもオズノビシンは「恒常的な仕事をもたぬ日雇いの状態はまさに悲惨であり……これらの人々はひどく寒い部屋にくらし、つねに暖い食事があるわけではない」、「雇主や工場主や請負人は、彼らが豊かであればあるほど、自分のところの労務者の福祉を配慮すること少ない」と指摘していた⁽³⁹⁾。

委員会の資料にもとづいてベンケンドルフ Бенкендорф が1841年12月18日付で覚書 Записка о мерах к отвращению беспорядков в содержании рабочих и ремесленников в С-Петербурге を大臣委員会に提出した。覚え書きは、ペテルブルグにおける職工および労働者の生活と精神を改善する方法、人々を請負人や雇主の暴虐から防禦する方法、若干の施設の構造がわるく、汚物を河や運河に流すことが住民に与える害を減少させる方法、に触れていた。覚え書きにあった具体的提案には、大工業都市にマニュファクチュア裁判所を設立すること、労働条件の基準として、労働日の長さは1日に14時間以内とすること、および「労働者はいかなる仕事に雇われたのであれ雇主に完全に服従しなくてはならぬ」こと、ペテルブルグ軍務総督を議長とする後見委員会 попечительный комитет を設立して労働者の生活と精神の改善に資すること、この委員会は労資の間の民事訴訟を審理する司法上の権能をもつが、まず委員会のメンバーが陳情や苦情をもちこんだ労働者を忍耐強く説得したのちに、それでも労働者が要請するときのみ委員会の審議にかけるべきことなどがあった。大臣委員会は1841年12月23日および1842年1月7日の審議でベンケンドルフの覚え書きをとり上げ、後見委員会設立の考え方に賛意を表したが、しかし、財政上の理由から実現にいたらなかったという⁽⁴⁰⁾。とはいえ、労働環境の問題、児童労働の問題、労資紛争調整の問題など、事実上、労働問題の種々相が具体的問題として政策対象として浮び上がってきているものと推定される。

労働環境に関連してくるものとして1843年2月8日付の蒸気機関防災規

則 Положение о правилах предосторожности, какие должны быть наблюдаемы при введении в употребление паровых машин высокого давления が注目される。これは工場主に圧力の大きい蒸気機関の利用をすすめるとともに、そのさい注意すべき指示を与えたもので、県知事が実施の監督をなすが、工場主に直接の義務的性格をもつものではなかった。つづいて具体的にその指導をなすために1843年12月3日、県機械監督 губернский механик の設置がきまった。すなわち、工場工業が発達している諸県には機械監督が任命される。彼は工場企業を監督し、工場主に技術的改善、機械の設置について助言し、年2回県知事に報告を上げる。県知事はこれを商工局 департамент мануфактур и внутренней торговли に報告する、というものである。この政策の主たる側面が、遅れたロシアに急速に高度の生産力を移植するための生産技術上の指導であることに疑いはないが、また一面、安全衛生規則の萌芽であるともみなくてはならない。リガ・マニユ委員会は、この1843年の規則にもとづいて大いに活動したとつたえられている⁽⁴¹⁾。

より広い労働と生活の環境の問題に関しては、次のような動きがみられる。すなわち大蔵大臣はマニユ評議会モスクワ支部を通じてモスクワの工場主たちに対し、作業場と労働者の宿舍 рабочий палат に新鮮な空気を入れるように、寝所を男女別々にするように、年少者に学習させるように、労働者50人以上の工場に病室をつくるように、賃銀がいなかの家族に届くよう、労働者の徳性をたかめるように訓告 внушение し、マニユ評議会モスクワ支部のメンバーが半年に一度諸工場を視察して労働者の状態を報告するように命じた。大蔵大臣は同様なことを各県マニユ委員会にも命じた。マニユ評議会モスクワ支部は、「大きな羊毛工場や更紗工場には、換気装置もあるし宿舍も男女別々である」などと答えている。1844年、マニユ評議会モスクワ支部のメイENDORF男 барон Мейендорф は大蔵大臣に、モスクワにおけるもっとも善意ある20人の工場主たちが、自分の訓戒を入れて労働者の生活改善のための施策をとった、と報告した。これには、当時、工場への機械

の導入と深夜業とがはじまっていて、作業場を労働者の寝所にも代用するやり方が資本の利益にそぐわなくなっていた、という背景があった。工場主のように恒常的施設を有しない請負人にやとわれる建設労働者に対しては、政府の直接の政策があらわれている。1842年、政府はペテルブルグの雑役労働者のために特別の病院を開設している。その負担は、住所局の第4・5部に登録されているものが全員 60коп. の特別病院賦課金を徴集される、という形で、労働者自身にかかった。この病院賦課金は1853年には 81,564руб. に達したという⁽⁴²⁾。

児童労働についてはどうであろうか。一方ではすでに1816年にトレフゴリナヤ・マニユに工場附属学校がひらかれている。生徒は昼間は工場で働き、夕方から読み書き、算術、図書、神法を習う。親が工場主と契約し、契約期間3～5年間の収支を記入する通帳がわたされる。これには学校入学年月日と入学の条件、成績がかきこまれ、生徒を賄った費用と生徒の工場での稼ぎとがかきこまれる。ここでも支払通帳方式がとられているのが注目される。卒業生は主として手工的熟練を要する職種の労働者となった。30年代のはじめこの学校に工場労働者と町人の子弟約100人が学んでいた。1821年、ペテルブルグ造兵廠にも砲兵技術学校 *техническая артиллерийская школа* が設立され、労働者の身分的束縛とその世襲化の方式をとった熟練労働者育成方法を廃しはじめている。1840年代のはじめになると、グチコフ Гучков, シュティンバッハ Штейнбах, チトフ Титов, ロシュフォル Рошфор, コトフ Котов, ノヴィコフ Новиков らの所有するモスクワの工場に附属学校が設立されており、1,000名以上の少年が学んでいた⁽⁴³⁾。

しかし他方、家父長制的な支配が村や家に強い支柱として存在している社会で大工業が発展してゆけば、無権利な少年・少女が工場労働で身心をすりへらすことになるのは必定である。1843年、ほぼ機械化されていたとみられるモスクワの綿紡績業に8,348人の労働者がいたが、1844年に年少労働者のみの登録数が同産業に2,100人あった。つまり、労働者の1/4が年少者だったことになる。ペテルブルグのタバコ工場には、1852年の「内務省ジャーナル」

によると、1,925人の職工のうち16才未満の少年が269人、同じく少女が130人おり、彼らの半数は市外の、あるいは近県の農民の子弟であった。ツアールの裁可をうけた大蔵大臣カンクリンの1837年11月付覚え書きは、「児童を墮落からまもり、信心深い生活へむける」ために教会に大きな意義を見出し、年少者が適当な学校に通い、教会に通うよう工場主がよく監督すべきであるとしていた。しかし、このような政策が実効をもたずもない。マニュ評議会モスクワ支部メンバーによりなされた調査は、綿紡工場において深夜業がひろく行なわれていることを明らかにしていた。モスクワ文官県知事カプニスト И. Капнист が、「モスクワの諸工場における作業の最も適切な配分について、および労働者にとって甚だ苛酷な、とくに年少者にとってそうである夜間生産時間の縮小について」報告すると、ニコライ1世はこれに注目し大蔵大臣の注意を喚起した。もともと国家財政を背景にもつロシアの官営諸工場では、12才未満の労働者を使役していなかった。それで大蔵大臣は、「12才以下の労働者を午前0時から翌朝6時までつづく深夜の番につけてはならぬ、地元権力がその実施に対する監督をなす」という草案を作成した。これは1845年8月7日にツアールの裁可をうけて法律となった。この1845年法が、現実にとどの程度実施されたかは、きわめて疑問である。しかし、ペテルブルグのシュエコフ所有タバコ工場では、政府の監督のため深夜業をゆるされなかったが、しばしば労働日は午後8時で終るはずなのに午後12時までのびた、という記録や、年少労働者を比較的大量に使役していたタバコ工場で、50年代に入ってからこれを減らしたとの記録は、1845年法にも関係している可能性がある⁽⁴⁴⁾。

すでに1836年、ウラジミール県知事をとおしてマニュファクチュア裁判所の構想が出されていたが、マニュ評議会モスクワ支部は1843年3月1日これを検討している。マニュ評議会モスクワ支部の草案は、マニュファクチュア裁判所の機能を、工場主から労働者へ支払われた金ที่ไม่公正であること、および工場主の労働者への態度がよくないことについての労働者側からの訴え、労働者がその義務を遂行しないことについて、労働者が資材や機械を損傷す

ることおよび労働者の欠勤についての工場主側からの訴え、および工場主同士の相互の不平訴えや労働者をめぐっての地主と工場主との相互の不平訴えをあつかうものとされた。1835年法の形成過程で、工場内部の事態に介入されることを嫌った工場主たちが、自分たちの方から第三者による調整をのぞむにいたった変化にまず注目したい。労資の矛盾がいまや工場主の家父長的権威によって抑えるには激しくなりすぎたことがその背景であろう。ところでいま一つ、1835年法にいたる過程で工場内部への介入をのぞんだ専制の政府が、マニユ評議会モスクワ支部のこの申し出にはつめたかったことが注目されなくてはならない。その理由はおそらく、マニユファクチュア裁判所をゼムスキー裁判所とならべて設置することは、この機関にブルジョア的性格を強くもたせるであろうことへの恐れである。政府は同1843年、ペテルブルグおよびモスクワのアニユ評議会のメンバーに、企業におけるのみならず、警察分署 *полицейский участок* への陳情 *жалоб* の審理にも参加するよう義務づけた。つまり、労資紛争調整に関して専制の下部機関に協力せしめるということである。かくて1844年、マニユ評議会モスクワ支部は10件の陳情を取扱ったが、うち2件は工場主が労働者を訴えたものであった⁽⁴⁵⁾。

マニユ評議会モスクワ支部からの提案と同様のものが1845年リガ・マニユ委員会からも提案された *Регламент фабричной полиции или местных судов для Лифляндии*。すなわちリフランド県に工場警察をつくる案である。工場警察は「工場に精神と秩序を維持するために」、「さほど重要でない工場労働者の過失や、労働者の科による工場主の損失の補償」について検討する任務をもち、議長および工場の職長から選定される2人のメンバーより構成されるものとされた。この案は大臣委員会にかけられ、内務省にまわされ、内務省は1848年10月15日、大蔵大臣の承認もえた覚え書きにおいて、工場警察の設立なぞいらざることである、なぜならゼムスカヤ警察がそれらの任務を十分に果しているからである、との見解をうち出した。ここでも、工場警察が雇主と職長の影響下に地主の権力を制限することへの恐れがあらわれたのである⁽⁴⁶⁾。とはいえ、このような案が次々と出てくることは、労資

の紛争が個々の工場内部では簡単におさまりにくくなっていること、各工場の内部でブルジョアジーにとって合理的に紛争を調整することが必要であるとともに、紛争調整が工場主たちの連合組織たとえばマニユ評議会によって事実上とりあつかわれていること、その傾向がつよまってゆくことなどを背景にしているとみなくてはならない。

当時、労働者が訴えて出る不満の主な内容は、機台の整頓作業への支払がない、製品の損傷や欠勤や賄の費用に対し過度の賃銀控除が行なわれる、出来高賃銀なのに完全に支払われない、などであり、雇主が訴えて出る不満の主なものは、勝手に作業をやさむ、材料を損傷する、生産上の機密を局外者にもらす、などであった。1843年モスクワの工場主ブルイチェフ С. П. Булычев のもとの労働者11人が賃上げを要求して作業を放棄し、マニユ評議会モスクワ支部のヴェレチェニコフが陳情の審理にあたった。すると、ブルイチェフのところでは、労働者アルテリに食糧品をわたすこと、個々の労働者の諸掛りを分離することなどが無秩序で、賃銀台帳の整理が不充分であることがわかった。ブルイチェフはマニユ評議会モスクワ支部に召喚され、訓告された。同1843年、モイセエフ Монсеев 所有のモスクワ工場の労働者が陳情したさいには、工場主はマニユ評議会モスクワ支部の提案を入れず、これを不満としてより上の機関に陳情したという。労働者の要求は機械整頓時間への支払であった。1844年、モスクワ軍務総督シチエルパートフ князь А. Г. Щербатов は、労働者から数多くの陳情がきており、その中には、賃銀が磨損したり端を切りとられた銀貨で支払われること、強制的に物品とくに工場製品で支払われることへの不満があることをのべている。シチエルパートフは物品による支払をやめるようモスクワの工場主たちに命じているが、その効果のほどは不明である⁽⁴⁷⁾。

マニユ評議会モスクワ支部が審理した陳情は、1844年に10件、1847年には22件、1849年29件、1850年35件、1851年42件、1852年31件、1853年19件、1860年には51件あった。1860年の51件のうち8件は、工場主側からの訴えによるものであった。工場主側が直接に警察の助力をあおぐことも多かったよ

うである。モスクワ総督ザクレフスキー伯爵 граф А. А. Закревский の資料によれば、1848年、1年間にモスクワの警察へ工場主によりつき出されてきた労働者は1,686人をかぞえたが、うち刑法に触れるもの97人で、粗暴・不法によるもの498人、雇主や両親の訴えによるもの258人とあった。ザクレフスキーは、これをもって如何に不穏な労働者が多いかをのべようとしたのであるが、この資料は、同時にわれわれに、いかに工場主たちが労資紛争にあたって警察を直接に頼りにしたかを示している。同じように、労働者からの陳情も、ゼムスカヤ警察やゼムスキー裁判所で処理されるものが多かったであろう。しかし、マニユ評議会の審理にゆだねられるものも多くなった。1860年4月、マニユ評議会モスクワ支部議長のシポフ А. Шипов は、「この2年間に支部であつかう陳情の件数が以前にくらべて非常に増大し、支部のメンバーは始終審理のため応接所 гостинный дом に出かけなくてはならぬ」、また審理のために定められた日程が短かくて、そのためにそがしいと不満をもらしていた。警視總監 обер-полицмейстер はこれに対し、「同種の審理は大部分わずかの猶予もならぬものであり、審理中にも工場労働者のあいだで不満が発生するやも知れぬ」ものである、とのべた。いずれにしろ、紛争調整機関の拡充の必要度が増してきている⁽⁴⁸⁾。

紛争解決への基礎とされるべき労働基準の設定や、それを基準とする紛争調整機関の設立やに先立って、1845年、労働者鎮圧のために刑法典への追加がなされた。その前年の1844年、モスクワ県のヴォズネSENSカヤ紡績工場で労働者の大騒動がおこり、武力による鎮圧が行なわれたが、いずれにしろその事件が大きな影響をもったに相異あるまい。1845年刑法の第1,791条は労働者が全アルテリで結束して、あるいは群衆をもって工場所有者あるいは管理者に明白な反抗をなした場合に、これを政府権力への反逆とみなす、というのである⁽⁴⁹⁾。工場の内部でおこったことであっても、工場主の私有財産の領域内の出来事とはみなさぬ、ということであり、工場主は労働者に対して、専制政府の下部機関としての意味をもつ、ということである。いかにも農奴制的、専制的な鎮圧思想があらわれている。

いま一つ、鉄道建設と関連した政策について附言しなくてはならない。ペテルブルグ・モスクワ鉄道建設工事のなかで、1843年11月から労働者の騒動がはじまっている。1844年憲兵将校を長とする鉄道警察部 *полицейские управление* の設置がきまった。この任務は、労働者の配置や労働者の食事その他必要な物質的生活の条件について監督し、請負人と労働者との間の紛争において調停者 *посредник* となることであった。国家的事業への対策として興味ある形式である。ただし、憲兵による調停は、当初効をそうしたわけではなく、労働者の逃亡はまし、憲兵による労働者への体罰が労働者のいかりを買ったので、交通通信局長官 *главноуправляющий путями и сообщениями* は憲兵将校に対し、「多数の労働者に体罰を課すること」を禁じたという⁽⁵⁰⁾。

(Б)

1847年、モスクワのオシポフ *Осипов* 所有のロシア工場で蒸気機関が爆発を起し、労働者6人が死亡するという事故がおこった。モスクワ総督の命により、マニユ評議会モスクワ支部のプロホロフ *Прохоров* とロゴジンとが技師の参加のもとにモスクワにある全蒸気機関の調査を実施した。すると54台の蒸気機関のうち正常であったのは27台にとどまり、あとの27台は修理を要するか安全弁の取付を要するものであることがわかった。すでに大蔵大臣のもとに、ウラジミール県知事からは、各企業の蒸気機関を検査するのは困難な仕事であるとの報告があがっており、トヴェリ県文官知事からは、1843年法を低圧の蒸気機関にも拡張適用するようのぞむとの意見が出されていた。1847年11月、大蔵大臣ヴロンチエンコ *Ф. П. Вронченко* は、1843年法を起案した交通通信中央局 *Главное управление путей и сообщения* へあてて、これらの意見をつたえるとともに、モスクワとリヤザンにおける低圧蒸気機関の爆発事故を指摘した。あたらしい規則案を作成する委員会が設立された。メンバーはレネンカンフ *Ренненкамф*、サムソノフ *Самсонов*、ベルド *Берд* らであった⁽⁵¹⁾。

1849年、グチコフ所有の工場でも災害が発生した。モスクワ総督は、こんどは次のような命令 распоряжение を発した。いわく危険な機械は運転を休止せよ、ルバシュカのすそがひるがえらぬようスポンの中に入れよ、袖口をまくれ。これによって、グチコフの工場での災害の原因が機械の過密であったことがわかる。1851年、警視総監はマニユ評議会モスクワ支部に質問している、梳毛機械の間隔はグチコフ工場でのように1.5アルシンで充分であるか、と。これに対するマニユ評議会モスクワ支部の答えは、「安全規則」によれば、機械の間隔は $\frac{3}{4}$ アルシンなければならないことになっている、というものであった。なお、1アルシンは約71cmである⁽⁵²⁾。

1843年法の改正案作成作業にとりかかっていた委員会は、1851年11月、マニユ評議会に意見を提出した。これは以前の法律を簡明にして、専門家ばかりでなく、工場主にも労働者にも理解しうるものとし、木造の建造物の中に蒸気機関を設置することを禁じ、機械の試験は技師と機械工のみによってなさるべきことなどぎめていた。マニユ評議会も交通通信局長官もこれに同意したが、しかしこの案は直ちに法律とならず、審議は1854年まで続いた⁽⁵³⁾。

1847年、モスクワ総督シチェルパートフは、労資関係を規制するための提案を大蔵大臣ヴロンチェンコにあて覚え書きとして提出した。その内容は次のごとくであった。すなわち、彼は多くの陳情を雇主および労働者からうけているが、その多くは労働者の採用・解雇に関して規則がないことから起っているかに考えられる。労働者の採用は大部分、口頭の約定 по словесным условиям をもってなされ、労働者の義務や労働日の長さなどを印刷した規則を有しているところはわずかしかないし、かつこれらの規則には重要な点が欠如していたり不備が多い。工場主に文書上で契約する義務を負わせ、支払通帳 Расчетная тетрадь は労働者にもたせ、工場主はその控え копии を保管し、不平訴えを審理するさいの基準文書とすべきである。紛争調整のために、労働者の中から有徳の人物を労働者25~50人に1名つつ選出させ、これを調停者 посредник とする。支払通帳には大凡次のような内容と規則

をもちこむべきである。労働者は契約期間中は作業を拒否できない。雇主は期限前であっても労働者が義務を履行せず、行為が粗暴なときには、1週間前の予告で解雇できる。作業の性質も契約で固定すべきであるが、その部分のみ口頭の約定にしておけば、「余儀ない場合」には変更できる。雇主は労働者に対し、欠勤、時間中の喫煙、製品の損傷、作業場での騒ぎ、雇主の許可なしに知人と訪問しあうこと、などを理由に罰金を課することができるが、そのさい、調停人の立会のもとに支払通帳にかきこまなくてはならない。労働者はきめられた時間内に帰宅し、雇主とその家族を尊敬すべきであり、不従順や粗暴は厳しく罰せられる。労働者が工場の病院で治療をうけると、そのための全支出は彼の支払通帳に書きこまれ、彼は全快ののち労働をもって弁済 *отработать* しなくてはならぬ。もし作業中に雇主の科により労働者が怪我をしたときには、雇主は病人の治療に扶助金 *пособие* を支給し、もし転帰ののちも労働能力を失なうことがあったら、1年分の賃銀にあたる扶助金を支給する。労働者が死亡したときは、扶助金は縁者にわたされる。と以上のような内容であった。シチェルパートフは、このあたらしい規則を1848年7月1日より実施したい、と提案した⁽⁶⁴⁾。

シチェルパートフのこの草案は、1835年法の系譜をひき、雇主の労働者に対する家父長制的支配を基本的に支持している。中には、解雇予告期間を2週間から1週間に短縮するなど、工場主側に有利にことをきめようとしている点もみのがせない。とはいえ、この草案の重要な点は、工場主に対し文書契約を義務づけ、支払通帳の原本を労働者に保管させようとしている点、労働者の中から若干の調停人を選出させようとしている点、工場内規の標準形を示すことによって1835年法があえて触れるのをやめた工場の内部の生活への規制、すなわち労働基準の規制へ一歩を進めようとしている点にみとめられるのである。すなわち、この草案には、専制権力が労働者の一部分の協力をうることによって工場主の行動を規制する、という関係がひそめられているのである。マニェ評議会のメンバーは、この草案に対し、「現行の1835年法でまったく充分である」、モスクワには工場多く、したがって紛争も多く

なって現行法に不十分な点が出たとすれば、現行法に地方的命令を附加すればよいとし、さらに、工場主と労働者とがいちいち文書契約するがときは「労働者数が1,000人、2,000人あるいはそれ以上にも及び、それらの人々が毎年入職したり離職したりしているようなところでは」不可能である、ともいった。草案は、マニユ評議会の意見もそえて、大蔵大臣附属評議会にまわされた。評議会は、1848年2月12日の会議でマニユ評議会の意見を支持した。そして、モスクワで多発する紛争を解決することに関しては、1835年法に必要な補足をなし、マニユ評議会モスクワ支部のメンバー1名の立会いのもとに区警察署長 *квартирный надзиратель* か市区警察署長 *частный пристав* が紛争を審理するように、モスクワ県のその他の諸都市では区警察署長か市長 *городничий* が、モスクワ県の郡部では工場主から出た調停人の立会いのもとに郡警察分署長 *становый пристав* に委任するのがよい、と提案した。内務大臣は、労資関係は大蔵大臣の所管であるからとの理由で草案の検討に加わらなかった。草案は次にマニユ評議会モスクワ支部にまわされた。ここでも1835年法に必要な補足をすれば足りるという意見が支配した。かようにして、シチュルバートフの提案は実現しなかった⁽⁵⁵⁾。

そうこうするうちに、西ヨーロッパにおける1848—1849年の革命の情報がロシアに達し、プロレタリアートへの政治的恐怖がつよまった。あたらしいモスクワ総督ザクレフスキーは1848年10月22日付の大蔵大臣あての覚え書きにおいて、資本主義的工業の発展を抑制しようという専制の伝統的志向の一面を再度表現した。すなわち、モスクワに工場を建てさせると労働者が集中することになり、社会は不穏となるし、食糧・燃料の値が上がり、さらに工場には爆発の危険もあり、空気や水を汚染して、都市の生活を不快なものとする。よって以後モスクワには私人に属する工場の新設を許さず、また生産の拡張もゆるさないようにしよう、というのである。これをうけた大蔵大臣ヴロンチェンコは、この時代に逆行する申し出に直接反対するのではなく、ニコライ1世に具申してはどうかとすすめた。それでザクレフスキーは、1848年12月12日、ツァーリにあって「モスクワに工場の設立を禁止することにつ

いて、および現在そこにある工場に働く労働者を監督するための諸手段について」の覚え書きを提出した⁽⁵⁶⁾。

ザクレフスキーの覚え書きは、ツアーリの命により大臣委員会の検討にまわされた。委員会はこれを内務・大蔵両大臣にまわした。内務大臣は、モスクワに工場を開設するのを禁ずるのは工業に圧迫を加えることになるだろうとみた。大蔵大臣ヴロンチェンコは次のように考えた。「わが国の工場従業員は、現在の構成においては、これを西欧の家なきプロレタリアートと比較することは全然できない。……ロシアにおいて、とりわけモスクワおよびモスクワ県において、工場労働者は外国におけるような都市の基本的住民ではない」。モスクワに火災の危険ある建物の設立をのみ禁ずればよい。労働者を処罰するばかりでなく、「奨励」もしなくてはいけない。その先例は、すでに1848年1月21日付のロシア工業博覧会に関する法律の中で、生産現場で優秀な職長や工場労働者を報告する権利を工場主に与えたことにみられる。この方式で毎年県庁に品行方正な労働者の名簿を提出させ、県庁からの賞状を工場主をとおして渡し、あわせて県下に公表してはどうかと。もちろんマニェ評議会もザクレフスキーの考え方に否定的である。しかし、ニコライ1世は1849年6月28日付でザクレフスキーの提案を承認した。とはいえ、多少の修正が加っており、その修正は、問題の力点を工場設置の規制から労資関係の規制へと移すことであった⁽⁵⁷⁾。

1849年6月28日付規則の内容は次のごとくであった。モスクワに綿紡、紡毛、鑄鉄、硬脂、油脂、化学産業の工場を設立することは禁ぜられる。その他の産業の場合にもモスクワ総督の許可を要する。工場主は半年に1回大蔵省に対し企業の状態、労働者数、機械台数を報告する義務をもつ。地元権力は工場主が政府の諒承なく生産高、労働者数および機械台数を増さぬよう厳格に監督する。労働者に対しては、祭日に一定時刻以後工場の門から出ることは禁じられる、通常の会見に要する時間より長く知人や親戚のものと接触してはならない、日曜祭日に教会にゆかなくてはならない、違反してゆかないものには 5коп. の罰金を課する、不服従の労働者は市の警察署に送致さ

れ、矯正のため処罰される、とあった。労働者に対する工場主の行動も規制された。賃銀は物品ではなく貨幣をもって支払われるべきこと、賭の費用は前もって労働者に明らかにすべきこと、契約期間が終るまでは賃下げしてはならない、契約期間の終了後に労働者の旅券をとめおいてはならない、労働者をいつ解雇してもよいが、そのさい3日前に予告しなくてはならない、などである。解雇予告期間がシチュルバートの草案にくらべてさえ、さらに短縮されたのが注目される。1835年法の基本は維持されつづけているとはいっても、やや長期の契約を固定させて、賃労働を身分制度に適應させようとの努力のほかに、階級としてのプロレタリアートを事実上みとめ、これを敵視し、その生活の隅々に直接の警察的監督をうち立てようとしているのが、この規則である。工場主の活動と労働者の傾向を統制するために、モスクワ軍務総督を長とする特別委員会が設立された。この委員会にはマニユ評議会モスクワ支部のメンバーが1名加えられていた⁽⁵⁸⁾。

工場工業そのものの制限についての側面では、この規則の成立のすぐあと1849年7月13日、ツァーリの命令にもとづき、「モスクワおよびモスクワ県諸郡内の諸工場における火災および水質汚染の除去について監視」する委員会が設立されている。その一方で、同7月13日付の大蔵大臣からモスクワ総督にあてた書簡は、モスクワ内であらゆる種類の工業を決定的に禁止することは、わが国の工場工業にとってはなほだ有害であり、今後の発展をおしとどめることになってしまうであろうから、工場主の希望どおり工場を拡張させた方がよい、と忠告していた。マニユ評議会モスクワ支部は、工場の拡張についての工場主の歎願 *просьба* をどんどん受けつけて、モスクワ総督に圧力をかけていた⁽⁵⁹⁾。

モスクワに適用されたこのザクレフスキーの規則にもとづいて一般法を作成してゆこうという動きがつづいた。その草案の起草が、マニユ評議会（ペテルブルグ）とマニユ評議会モスクワ支部に委任された。マニユ評議会は、そのための特別委員会を組織した。メンバーはボ布林スキー 伯爵 граф Бобринский 陸軍大佐 Леonenкоnp Ренненкампф, シュチグリツ男 барон

Штиглиц であった。この委員会は、「規則によるよりも相互の利益によって」みちびかれる方がよい、と労資関係への権力の介入に反対し、「労働者階級の徳性を改善する問題は、人民の生活の全体と、彼らの人生の内的外的諸条件の全体と密接に結びついているのであって、ここでは警察的規程は効果がない」、労働者生活へのこまごまとした監督は、かえって彼らを憤慨させるであろう、とのべた。このように、「禁止の手段が労働者の意欲を奪う」ことをおそれて、労働者生活への警察的監督に反対することは、そのうらでは、労働者に対する工場主の専制支配を主張することであった。彼らは、ザクレフスキーが、労働者の賃銀が彼らの家族に届くよう特別の後見的施策がいて考えているのに対し、その必要はないと反対する一方で、労働者に前借金として金を与えることはあってもよいと考えるのである。1835年法の準備過程には、農民労働力の利用をめぐる地主と工場主との対立が現われていたとすれば、ここには、工場の直接生産過程における労働者支配権をめぐる農奴主国家とブルジョアジーとの対立が現われている。ともあれ、ザクレフスキーの案は否定的な所見が附されてマニユ評議会にもどった。マニユ評議会も大蔵大臣も、これに同意した⁽⁶⁰⁾。ザクレフスキー規則の一般化への道は険しかった。

これに対し、ザクレフスキーは1850年6月、労資関係の一般法が制定されるまでの間のこととして、単一の形式をとった支払通帳 *расчетная тетрадь* を利用させる制度をうちたてようと提案した。支払通帳に細々した規定を印刷し、これを全ロシアに共通にすれば、おのずと一つの規則が普及するというわけである。ザクレフスキーの案によれば、これは二つの部分よりなり、第1の部分には工場主の権利と義務が、第2の部分には労働者・職工の義務が（権利はない）規定される。工場主は自分の工場にやとわれた労働者を「公平に柔和に」取扱う義務をもち、契約期間終了以前でも賃銀を引下げる権利、貨幣のかわりに物品で支払う権利、労働者が「義務を履行せず、あるいは素行が粗暴」なときには2週間前の予告で解雇する権利をもつ。労働者は雇主およびその家族に服従しなくてはならず、雇主の許可なく知人をま

ねくことで、定められた時間より帰宅が遅れてはならない。規則に違反したときには罰金を賦課される。契約期限前に雇主の許可なく工場を去ることはならず、契約で定められた賃銀に追加 прибавка を要求してはならず、労働者の科により発生した経営に対する損害はこれを賠償しなくてはならない⁽⁶¹⁾。このようなザクレフスキーの案の内容を一見するならば、ザクレフスキーがブルジョアジーの賛意をうべく大きな譲歩をしていること、それによって、労働基準としての内容がいちぢるしく劣悪になっていることが知られるであろう。

この案に対してさえ、なおブルジョアジーは反撃する。マニユ評議会は、解雇予告期間の2週間は長すぎるという。また、いまや支払通帳の中にまで雇傭は旅券を提出することによってのみ成立するといった規定をもちこむ必要はない、という。旅券をもたぬ臨時労働者の雇傭もかなりあったのであらう。また、ストライキや騒動に関する規定をこそ、むしろ入れるべきであると。かくて、マニユ評議会が修正し、大蔵大臣附属評議会で承認された支払通帳の草案の中には、地元権力が工場主の権力を制限し、これを監督する内容はほとんど消失していた。1852年2月28日になって、草案は再び「検討に付する」ためにモスクワ総督ザクレフスキーのもとにまわされたが、同時に商工局は、必要な部数を印刷して工場主たちに配布せよ、と命令を発した。これは一種の実力行使ともみうけられる。マニユ評議会の修正草案は、そのうち、内務次官、官房第Ⅱ部長官 главноуправляющий Ⅱ. отделения канцелярии のブルドフ伯 граф Блудов などに回送され、最後に大蔵大臣の提案がいよいよ1854年4月19日、枢密院にかかった。ところが、ここでの審議の結果、「ペテルブルグおよびペテルブルグ県が戦争状態を布告され、工場労働者に対する特別強力な監督が必要となっているこのときに、工場主と労働者との相互関係についての現行秩序に何らかの変更を加えるのは、全くもって得策ではない」というものであり、1854年5月17日、枢密院は、支払通帳制度を「より有利な状況となるまで」延期すること、大蔵大臣はそのときにきたら枢密院に提案するように、と決定した⁽⁶²⁾。

クリミア戦争におけるロシアの敗戦ののち、アレクサンドル2世のもとにすすめられる諸政策は、何といても農民問題が中心をなすのであって、狭義の労働政策のウエイトは小さい。しかし、政策に結実しようとする潮流はもちろん動いているわけである。

1859年2月、「労働者を身体の毀損から防護する」規則作成のために、ペテルブルグに県知事を長とする委員会が設立された。そして、ペテルブルグの諸工場の点検が行なわれ、年少労働者の生活と労働条件に特別の注意がむけられることになった。第5表、第6表は委員会の調査の結果えられた統計である。委員会は、1860年、ペテルブルグおよびペテルブルグ県諸郡に所在する工場および製作所のための規則 правило 案を作成した。これは7部にわけられ、一般的規則と各産業ごと（紡績、漂白、染色、織布、捺染、化学、製革）の規則とが排列されていた。機械の最も危険な個所に覆をなすずに操業してはならない、機械の構造に無智な児童や成年男子を機械につけてはならない、作動中の機械を清掃してはならない、工場主は明るく広々とした作

第5表 ペテルブルグ(含郡部)の私的企業における婦人・児童労働 (1859)

	企業数	蒸気機 関 数	労働者 総 数 A	児童数 B	$\frac{B}{A} \times 100$	婦人数 C	$\frac{C}{A} \times 100$	$\frac{B+C}{A} \times 100$
綿 紡	12	2,050	8,209	619	7.5	3,593	42.4	51.3
文 房 用 紙	3	267.5	798	59	7.3	298	37.4	44.7
タ バ コ	13	-	967	54	5.6	359	37	42.7
織 布, 捺 染	35	211	2,772	346	12.5	758	27.4	39.9
帽 子	2	-	98	2	2.4	32	32	35
活 字 鑄 造	2	-	82	18	22	-	-	-
青 銅 製 品	4	-	116	21	17.1	-	-	-
ボ タ ン 製 造	3	8	133	14	10.5	-	-	-
馬 車 製 造	4	-	183	17	9.4	-	-	-
銀 細 工	4	-	117	10	8.5	-	-	-
銅	4	20	204	17	8.3	-	-	-
鑄 鉄・機 械	6	355	1,513	25	1.7	-	-	-
そ の 他	6	130	768	53	6.9	166	21.6	28.5
計	98	3,041.5	15,960	1,255	7.9	5,206	31.4	40.5

第6表 ペテルブルグ(含郡部)の私的企業における児童の年令構成 (1859)

	児 童 の 年 令								全 児 童 数 A	7才 ~ 10才 B	11才 ~ 14才 C	B A (%)
	7 才	8 才	9 才	10 才	11 才	12 才	13 才	14 才				
綿 紡		2	10	63	80	168	155	138	616	75	544	12.1
織布・捺染	3	11	22	51	57	58	73	71	342	87	259	25.2
文房用紙			3	6	5	10	18	16	58	9	49	15.6

業場をつくり、そこに機械取扱い上の注意をかいた規則を掲示しなくてはならない、などの安全規則にまじって、12才未満の児童を採用してはならない、12才~14才の児童は、これに2時間の休憩を含めて12時間以上労働させてはならない、児童の深夜業は禁止されるなど、児童労働に関する規制がのべられていた。さらに工場監督官 инспектор 1名とその助手 помощник 2名の職を設置する。そして諸工場を年に2回以上視察させる。規則に違反した工場主は罰金を課される。雇主は、作業中に怪我をした労働者に扶助金を支給せねばならず、完全に労働能力を喪失した場合にも、彼が生きてゆけるだけのものを与えなくてはならぬなどとあった⁽⁶⁸⁾。以上のように、ペテルブルグで作成されたこの規則案は、工場監督官の設置や工場主の責任の明確化など、革新的なものであった。

しかし、この規則案は、直ちにペテルブルグにおいて実施されるはこびとはならなかった。その真の理由は不明であるが、この規則を全ロシア的なものとして作成しようという内務省の意向が働いて、規則案は印刷され、工業の発展した諸県の知事にあてて送付された。内務省は、あるいはせまりくる大改革を前にして、賃労働者たちに一定の譲歩をなすことにより、社会的磨擦を弱めようと考えていたかも知れない。だが、この規則案が各地で知られるや、工場主たちを中心に大きな反論がわき上がった。その多くは、自分たちの直接的利益を守ろうとする、むき出しのものであったようである。いわく、災害に対する雇主責任に反対である、機械の危険な部分にすべて覆をつ

けることなどできない、雇傭条件は各企業主にとってまちまちで当然である、労働者の生活改善のためにむける資本は工場主のもとにない。トウラの工場主たちは曰く、成年男子は児童の手伝いがあるのはじめて働けるのであるから、12～14才の労働者の労働日の長さの制限に反対である。ウラジミール県知事は曰く、年少者は親たちによって小企業にも出されているが、そこではもっと事情はわるいのにな、何の規制もないではないか。トヴェリの工場主は曰く、年少者の深夜業を制限すると、労働者の賃銀にわるい影響を与える。圧倒的多数の工場主および県の首長は、工場監督官職を設置することに反対した。工場の監督は経営者 хозяев 自身か、マニユ評議会ないしマニユ委員会のメンバーにまかされてしかるべきである、というのである。監督の必要なのは工場そのものではなく、工場主の行動であったのだが。しかし中には、トヴェリ県知事バラノフ Баранов のように、「工場主は人民 Народ の福祉のことも、人民の子弟の教育のことも、なにも考えていない。ただ専ら自分のふところのことにのみ配慮している」と、工場へのあたらしい規制を導入することに賛意をあらわすものもあった⁽⁶⁴⁾。

1859年大蔵省に工業法規 (Устав) と手工業法規を改正するための委員会が、大蔵省と内務省の官吏を構成員として設置された。この委員会のあつかう項目には、狭義の労働政策もあった。ペテルブルグ県知事のもとで作成された草案を完成することも、この委員会にゆだねられることになった。委員会は、支払通帳制度が、工場主の恣意を制限する上で有効だとみとめた。とはいえ、その導入を工場主に義務づけることに関しては賛成しなかった。工場主と労働者との関係は、「口頭にしろ文書にしろ」どちらでも自由に契約させなくてはならぬ。せいぜい、もし労働者が支払通帳を要求するときには、雇主はこれを拒否できぬ、とすればよいと考えた。工場監督官職の設置、児童労働禁止問題もとり上げられた。また、さきに触れたマニユ評議会メンバーの苦情を背景にして、特別の工業裁判所 промышленный суд を設立して、そこで紛争を審理する案も検討された。労働日の制限の問題も、その他の雇傭条件、労働基準に関することでも検討された。しかし、1862年に

あたらしい工業法規 Устав о промышленности が公布されたときには、これらあたらしい諸提案はすべて継続審議の事項とされ、わずかに、1835年法以来の伝統をひく支払通帳制が一步進んだにすぎなかった⁽⁶⁶⁾。

- (1) S. P. Turin, *From Peter the Great to Lenin* (2nd ed.), 1968, (以下 Turin と略), P. 20.
- (2) Н. С. Княпина, *Политика Русского Самодержавия в Области промышленности (20-50-е годы XIX в.)*, Москва, 1968 (以下 Княпина と略), стр. 84-85. Очерки истории Ленинграда. Том I, от. ред. М. П. Вяткин. Москва-Ленинград, 1955 (以下 История Ленинграда と略), стр. 538. なお農民の鑑札は首都・県都での営業に 80руб. 郡部での営業に 60руб. であってかなり高い。
- (3) Княпина, стр. 208-210.
- (4) Е. Ц. Зисельсон, К вопросу о формировании промышленных кадров на предприятия Петербурга в 1801—1861 гг., История рабочего класса Ленинграда, выпуск II, ред. Э. С. Востокова, Ленинград, 1963 (以下 Зисельсон と略), стр. 12. Княпина, стр. 380—382.
- (5) Там же, стр. 382—383.
- (6) История Ленинграда, стр. 524—525.
- (7) Turin, p. 21. Княпина, стр. 386. Хрестоматия по истории СССР, Том II, составили С. С. Дмитриев и М. В. Нечкина, Москва, 1953, стр. 642—644.
- (8) 山本敏, 『『帝国自由経済協会』論』, 北大スラヴ研究第11号, 62頁. В. В. Орешкин, *Вольное Экономическое Общество в России 1765—1917*, Москва, 1963, стр. 142—147.
- (9) Княпина, стр. 27—28. Хрестоматия, стр. 643—644.
- (10) Turin, p. 5. История Ленинграда, стр. 266.
- (11) Л. Н. Семенова, *Рабочие петербургских заводов артиллерийского ведомства в первой половине XVIII в.*, Исследования по истории феодально-крепостнической России, от. ред. С. Н. Валк, Москва-Ленинград, 1964 (以下 Семенова と略), стр. 96. История Ленинграда, стр. 260, 532. Turin, P. 6.
- (12) История Москвы, Том III, Москва, 1954 (以下 История Москвы と略) стр. 238. История Ленинграда, стр. 483, 528.
- (13) Семенова, стр. 97. История Ленинграда, стр. 529.
- (14) Turin, P. 7, 8, 14.

- (15) Turin, P. 9.
- (16) Turin, P. 177.
- (17) Семенова, стр. 104.
- (18) Там же, стр. 76. Зисельсон, стр. 5—6, 8.
- (19) Там же, стр. 8. История Ленинграда, стр. 470.
- (20) Зисельсон, стр. 5—6. История Ленинграда, стр. 472.
- (21) Зисельсон, стр. 8. История Ленинграда, стр. 468—470, 474.
- (22) Зисельсон, стр. 9—10, История Ленинграда, стр. 474, 546—547.
- (23) Там же, стр. 470, 473, 475, 469.
- (24) Там же, стр. 475—476. История Москвы, стр. 251.
- (25) История Ленинграда, стр. 534.
- (26) Зисельсон, стр. 14—15. Киняпина, стр. 382.
- (27) Там же, стр. 86—87.
- (28) В. Я. Кривоногов, Формирование постоянных кадров наемного труда на заводах, подведомственных Уральской горной администрации в XVIII-первой половине XIX века. Из истории рабочего класса Урала, ред. ф. С. Горовой, Пермь, 1961, стр. 97—103. 拙稿, 「資本主義ロシアにおける労働市場」, 北大「経済学研究」第14巻第3号, 105頁。
- (29) Киняпина, стр. 395.
- (30) Там же, стр. 395—398.
- (31) Там же, стр. 398.
- (32) Там же, стр. 399—400. История Москвы, стр. 246. Хрестоматия, стр. 638—640.
- (33) Киняпина, стр. 74, 401.
- (34) Там же, стр. 403.
- (35) Там же, стр. 403—404.
- (36) История Москвы, стр. 243.
- (37) Киняпина, стр. 231—232, 383—384, 414.
- (38) Там же, стр. 385, 415. История Москвы, стр. 249.
- (39) История Ленинграда, стр. 450, 479, 547—548.
- (40) Киняпина, стр. 386, 405—406.
- (41) Там же, стр. 89, 237.
- (42) Там же, стр. 401—402. История Москвы, стр. 238. История Ленинграда, стр. 531—532.
- (43) История Москвы, стр. 236. История Ленинграда, стр. 468.
- (44) Там же, стр. 483. История Москвы, стр. 235. Зисельсон, стр. 15—16.

Киняпина, стр. 402, 410.

(45) Там же, стр. 388, 407.

(46) Там же, стр. 237, 407—408.

(47) Там же, стр. 251, 389—390. История Москвы, стр. 242—243.

(48) Там же, стр. 251—252. Киняпина, стр. 388—389.

(49) Там же, стр. 409. 拙稿, 「帝政ロシア労働政策の展開過程」, 北大「経済学研究」第17卷第4号, 50頁。

(50) Киняпина, стр. 391—392.

(51) Там же, стр. 387—388. История Москвы, стр. 237.

(52) Там же, стр. 237.

(53) Киняпина, стр. 388.

(54) Там же, стр. 410—412.

(55) Там же, стр. 413—414.

(56) Там же, стр. 415—416.

(57) Там же, стр. 417—418.

(58) Там же, стр. 419—420. История Москвы, стр. 244—246.

(59) Киняпина, стр. 420—421.

(60) Там же, стр. 421—422.

(61) Там же, стр. 422—424.

(62) Там же, стр. 424—425.

(63) Там же, стр. 426—427.

(64) Там же, стр. 427—428.

(65) Там же, стр. 426, 429.

Таблица 1. И. Д. Ковальченко, Русское Крепостное Крестьянство в первой половине XIX века, Москва, 1967, стр. 61.

Таблица 2. Там же, стр. 62—63.

Таблица 3. Там же, стр. 173—176.

Таблица 4. Зисельсон, стр. 3.

Таблица 5. Там же, стр. 16.

Таблица 6. Там же, стр. 17.